

第四十回国会
衆議院

農林水産委員会議録 第二十七号

昭和三十七年四月四日(水曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事田口長治郎君 理事山中 貞則君

理事足鹿 覺君 理事石田 宥全君

理事片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

倉成 正君 小枝 一雄君

坂田 英一君 田邊 國男君

綱島 正興君 内藤 隆君

中山 榮一君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

檜崎弥之助君 西宮 弘君

芳賀 貢君 安井 吉典君

山田 長司君 湯山 勇君

稻富 稔人君 玉置 一徳君

出席國務大臣 河野 一郎君

農林 大臣 出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 (農地局長) 庄野五一郎君

農林事務官 (振興局長) 齋藤 誠君

農林事務官 (畜産局長) 森 茂雄君

委員外の出席者

農林事務官 保坂 信男君

(畜産局参事官)

農林事務官
(畜産局政務課 所 秀雄君)

四月四日

委員谷垣專一君及び栗林三郎君辭任につき、その補欠として龜岡高夫君及び芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十一日

沿岸漁業等振興法案(内閣提出第一四四号)

米田油そう船座礁によるのりの被害補償に関する請願(實川清之君紹介)(第三二八二号)

同(實川清之君紹介)(第三三二二九号)

同(森清君紹介)(第三三七九号)

果実、果実加工品の自由化反対に関する請願外十二件(安宅常彦君紹介)(第三三〇一号)

同(坪野米男君紹介)(第三四七六号)

同(川俣清音君紹介)(第三五九八号)

農林漁民の生活向上のための農政推進に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第三一〇五号)

同(内海清君紹介)(第三二〇六号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第三二〇七号)

同(久保三郎君紹介)(第三二〇八号)

同(原原俊夫君紹介)(第三二〇九号)

同(鈴木義男君紹介)(第三二一〇号)

同(田中幾三郎君紹介)(第三二一一号)

同(田邊誠君紹介)(第三二一二号)

同(田原春次君紹介)(第三二一三三号)

同(外一件(檜崎弥之助君紹介)(第三二一四四号)

同(外四件(成田知巳君紹介)(第三二一五五号)

同(松井政吉君紹介)(第三二一六六号)

同(村山喜一君紹介)(第三二一七七号)

同(外六件(森島守人君紹介)(第三二一八八号)

同(外四件(矢尾喜三郎君紹介)(第三二一九九号)

同(外四件(八木一男君紹介)(第三二二〇〇号)

同(小笠公昭君紹介)(第三二二七二号)

同(大村清一君紹介)(第三二二七三三号)

同(外一件(河野正君紹介)(第三二二四四号)

同(栗林三郎君紹介)(第三二二七五号)

同(坂本泰良君紹介)(第三二二七六号)

同(渡谷直藏君紹介)(第三二二七七号)

同(外六件(中嶋英夫君紹介)(第三二二七九号)

同(中山榮一君紹介)(第三二二八〇号)

同(外四件(西村関一君紹介)(第三二二八一八号)

同(芳賀貢君紹介)(第三二二八二二号)

同(外百三件(松原喜之次君紹介)(第三二二八三三三号)

同(三木喜夫君紹介)(第三二二八四四号)

同(山田長司君紹介)(第三二二八五五号)

同(外二十四件(猪俣浩三君紹介)(第三二二八六七七号)

同(外三件(稻村隆一君紹介)(第三二二八六八八号)

同(久保田内次君紹介)(第三二二八六九九号)

同(外三件(門司亮君紹介)(第三二二八七〇〇号)

同(渡辺徳蔵君紹介)(第三二二八七〇一四号)

同(外二十一件(井伊誠一君紹介)(第三二二八七〇二五号)

同(岡田春夫君紹介)(第三二二八七〇三六号)

同(外九件(畑和君紹介)(第三二二八七〇四七号)

同(山口鶴男君紹介)(第三二二八七〇五八号)

同(山内広君紹介)(第三二二八七〇六九号)

同(淡谷修蔵君紹介)(第三二二八七〇七〇号)

同(片島港君紹介)(第三二二八七〇七三三号)

同(黒金泰美君紹介)(第三二二八七〇七四四号)

同(原茂君紹介)(第三二二八七〇七五五号)

同(坂田道太君紹介)(第三二二八七〇七六六号)

同(外四件(岡本隆一君紹介)(第三二二八七〇七七七号)

同(松井政吉君紹介)(第三二二八七〇七八八号)

同(松平忠久君紹介)(第三二二八七〇七九九号)

食糧管理法の改正及び農業基本法関連法案制定等反対に関する請願外百四件(戸叶里子君紹介)(第三二二八七〇八〇〇号)

同(外二百七十五件(山田長司君紹介)(第三二二八七〇八〇一一号)

同(武藤山治君紹介)(第三二二八七〇八〇二二号)

同(東海林稔君紹介)(第三二二八七〇八〇三三三号)

食糧管理法の改正等反対に関する請願外五百十五件(成田知巳君紹介)(第三二二八七〇八〇四四四号)

同(外一件(勝澤芳雄君紹介)(第三二二八七〇八〇五五五号)

同(外八件(久保田鶴松君紹介)(第三二二八七〇八〇六六六号)

同(外七十六件(栗林三郎君紹介)(第三二二八七〇八〇七七七号)

同(外三百八十六件(小林信一君紹介)(第三二二八七〇八〇八八八号)

で農業構造の改善を、農地保有の合理化と農業経営の近代化を総称して農業構造の改善という、ということを書き添えておられるわけでございます。そういう意味におきまして、ここに書いてある農業構造の改善という意味に御理解願ってけっこうかと考えるのでございませう。ただ、若干敷衍して申し上げますと、従来から農業にいろいろの機械が入って参つたわけでございますけれども、それが単なる労働力不足の補充というより意味において機械化が入るといふことはかなりではない、もつと積極的な意味におきまして、農業の経営構造改善にも資するような意味において、今後農業機械化の改善をはかる必要があるという一観点に立ちましても、ここで特に申し上げておきます点は、そういう意味から、農業者の自主的な努力がまず助長されねばならぬ、そういう自主的努力の上に沿つて機械化が進められる必要がある。その自主的努力の中には、農業経営の改善合理化ということが当然今後の方向等から、そういう方向にこの機械化あるいは機械の導入というものが役立つように導入面において配慮していくことが必要である、こういう二つのことをここで書いておられるわけでございます。

○榑崎委員　そうしますと、現在河野農林大臣から、さつそく三十七年度の予算に具体的に現われてきております農業改善事業と、基本法でいう農業構造改善との関係は一体どのようになつておるか。

○齋藤(誠)政府委員　一応われわれの考え方としては、基本法の第四章でございませうが、農業構造の改善

という言葉が出ておられるわけでございます。その農業構造の改善ということには、非常に意味が広いわけでございます。おきまして、農業構造の改善に関するいろいろな今後の施策を基本法においては掲げておられるわけでございます。その中の一条といたしまして、第二十一条におきましては、このような農業構造の改善を進めていくいろいろな諸条件を整備するために、農地開発あるいは環境の整備、あるいは先ほど申し上げました機械の導入、資本整備の高度化といったような施設につきまして、構造改善ができるような諸条件を整備するような事業を地域的に総合的に実施するために国がこれに対して助成をするようにしなければならぬ、こういう規定があるわけでございます。そこで構造改善事業というものは、そのような諸条件を整備するようなことを特定の地域について総合的に行なう、これをわれわれは構造改善事業というふうに考えておられるわけでございます。

○榑崎委員　そうすると政府の考えとしては、基本法の中に柱となつておる農業構造改善の具体策として、三十七年度から農業構造改善事業というものを行なう、こういう考えでございませうか。

○齋藤(誠)政府委員　そういう考えでございませうが、構造改善をやるためには、今、本委員会に提案されておるような農地法、農協法の改正であるとか、あるいは基本法の第四章に掲げてありますような各般の施策が必要であるわけでございますから、それのいはば一環といたしまして、特定の地域についてそのような諸条件を実現して

いこうというのが構造改善事業である、かように考えておられるわけでございます。しかし現実には、あなたの御答弁で言いますと、基本法の方の農業構造改善というものは、これはあなたが言われたのですが、まず土地所有の合理化、つまり土地制度、農地制度について何ほどの具体的な対策を進めるといふこと、その他機械の導入、資本整備の高度化と言われましたが、その土地の問題ですね、つまり、もう少し敷衍すれば、現在の農地の零細所有のあり方、零細性、そういうものを合理化する、あるいは自主化する、あるいは共同化する、これが基本法上の農業構造改善事業の中心でなければならぬ。あなたも一番にそれを言われた。しかし、現実には河野構想による農業構造改善事業はそこに力点を置いておられますか。置いておらないでしよ。どうですか。

○齋藤(誠)政府委員　先ほど申し上げましたように、基本法の第二条の三号で、農業構造改善ということについては一応の定義みたいなことをしているわけでございます。すなわち、「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化を図ること」として、これを(以下)「農業構造の改善」と総称する、と書いておられるわけでございます。この農業構造の改善というのを実現するための手段といたしましては、第四章以下にいろいろの施策をあげているわけでございます。先ほど申し上げましたように、今回憲法審議に申しております農地法の一部改正であるとか農協法の一部改正であるとか

いうようなことにつきましては、実は構造改善の一つの施策であることは先ず御承知の通りであるわけでございます。そこで、このような諸条件を二十一条におきまして、「国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に必要なる事業を行なう」として、この土地問題との関係は、従つてこの土地問題との関係は明確にしない限りは、機械化の位置づけというものは、具体的には非常にはやけてくるんではないですか。私どもの考えによると、現実に出されておる農業構造改善事業というものは、あなたは一緒だと言われるけれども、御説明を聞いておつても、これは一部をなすかもしれないけれども、名前は同じでも、この辺をはっきりしていただかないと非常に農民は迷うと思つておられますが、この点を御説明をお願いいたします。

○齋藤(誠)政府委員　ただいま申し上げたわけでございますが、基本法の第二条にいます農業構造の改善という考え方は、非常に幅の広い概念でございませう。それから二十一条で申し上げておる農業構造改善事業というものは、その第二条の農業構造改善の一部といたしまして、そのような諸条件を特定の地域について実現をはかつていこうという施策であるわけでございます。そこで二十一条におきましても、先ほど申し上げましたように、「農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に必要なる事業」を行なうということを書いておられますから、その意味においては第二条の農業構造

改善というようにございませうが、農業構造の改善という言葉を御答弁で言いますと、基本法の方の農業構造改善というものは、これはあなたが言われたのですが、まず土地所有の合理化、つまり土地制度、農地制度について何ほどの具体的な対策を進めるといふこと、その他機械の導入、資本整備の高度化と言われましたが、その土地の問題ですね、つまり、もう少し敷衍すれば、現在の農地の零細所有のあり方、零細性、そういうものを合理化する、あるいは自主化する、あるいは共同化する、これが基本法上の農業構造改善事業の中心でなければならぬ。あなたも一番にそれを言われた。しかし、現実には河野構想による農業構造改善事業はそこに力点を置いておられますか。置いておらないでしよ。どうですか。

○榑崎委員　そこで、この機械化促進法の三条にいわれておる構造改善というものは、これはやはり基本法にいう構造改善だと思つておられる。そこで問題は、それじゃ具体的にそれが現われてきておるものは、あなたは農業構造改善事業だと言われる。しかし、農業構造改善の内容はすでに御承知の通りで

す。これは適地適産、主産地形成ということになつて、土地問題に対する対策がぐつと後退しているわけですが、基本法上の構造改善は、やはり零細性の解消というか、政府は、昨年の基本法の審議で明確になつておる。二町五反以上の農家百万戸以上を作るといふ自立家族経営形態を考へておられるわけでしょう。だから構造改善の中心はそこにある。従つてこの土地問題との関係は明確にしない限りは、機械化の位置づけというものは、具体的には非常にはやけてくるんではないですか。私どもの考えによると、現実に出されておる農業構造改善事業というものは、あなたは一緒だと言われるけれども、御説明を聞いておつても、これは一部をなすかもしれないけれども、名前は同じでも、この辺をはっきりしていただかないと非常に農民は迷うと思つておられますが、この点を御説明をお願いいたします。

○榑崎委員　ただいま申し上げたわけでございますが、基本法の第二条にいます農業構造の改善という考え方は、非常に幅の広い概念でございませう。それから二十一条で申し上げておる農業構造改善事業というものは、その第二条の農業構造改善の一部といたしまして、そのような諸条件を特定の地域について実現をはかつていこうという施策であるわけでございます。そこで二十一条におきましても、先ほど申し上げましたように、「農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に必要なる事業」を行なうということを書いておられますから、その意味においては第二条の農業構造

改善というようにございませうが、農業構造の改善という言葉を御答弁で言いますと、基本法の方の農業構造改善というものは、これはあなたが言われたのですが、まず土地所有の合理化、つまり土地制度、農地制度について何ほどの具体的な対策を進めるといふこと、その他機械の導入、資本整備の高度化と言われましたが、その土地の問題ですね、つまり、もう少し敷衍すれば、現在の農地の零細所有のあり方、零細性、そういうものを合理化する、あるいは自主化する、あるいは共同化する、これが基本法上の農業構造改善事業の中心でなければならぬ。あなたも一番にそれを言われた。しかし、現実には河野構想による農業構造改善事業はそこに力点を置いておられますか。置いておらないでしよ。どうですか。

○齋藤(誠)政府委員　先ほど申し上げましたように、基本法の第二条の三号で、農業構造改善ということについては一応の定義みたいなことをしているわけでございます。すなわち、「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化を図ること」として、これを(以下)「農業構造の改善」と総称する、と書いておられるわけでございます。この農業構造の改善というのを実現するための手段といたしましては、第四章以下にいろいろの施策をあげているわけでございます。先ほど申し上げましたように、今回憲法審議に申しております農地法の一部改正であるとか農協法の一部改正であるとか

いうようなことにつきましては、実は構造改善の一つの施策であることは先ず御承知の通りであるわけでございます。そこで、このような諸条件を二十一条におきまして、「国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に必要なる事業を行なう」として、この土地問題との関係は、従つてこの土地問題との関係は明確にしない限りは、機械化の位置づけというものは、具体的には非常にはやけてくるんではないですか。私どもの考えによると、現実に出されておる農業構造改善事業というものは、あなたは一緒だと言われるけれども、御説明を聞いておつても、これは一部をなすかもしれないけれども、名前は同じでも、この辺をはっきりしていただかないと非常に農民は迷うと思つておられますが、この点を御説明をお願いいたします。

○榑崎委員　そこで、この機械化促進法の三条にいわれておる構造改善というものは、これはやはり基本法にいう構造改善だと思つておられる。そこで問題は、それじゃ具体的にそれが現われてきておるものは、あなたは農業構造改善事業だと言われる。しかし、農業構造改善の内容はすでに御承知の通りで

す。これは適地適産、主産地形成ということになつて、土地問題に対する対策がぐつと後退しているわけですが、基本法上の構造改善は、やはり零細性の解消というか、政府は、昨年の基本法の審議で明確になつておる。二町五反以上の農家百万戸以上を作るといふ自立家族経営形態を考へておられるわけでしょう。だから構造改善の中心はそこにある。従つてこの土地問題との関係は明確にしない限りは、機械化の位置づけというものは、具体的には非常にはやけてくるんではないですか。私どもの考えによると、現実に出されておる農業構造改善事業というものは、あなたは一緒だと言われるけれども、御説明を聞いておつても、これは一部をなすかもしれないけれども、名前は同じでも、この辺をはっきりしていただかないと非常に農民は迷うと思つておられますが、この点を御説明をお願いいたします。

○榑崎委員　ただいま申し上げたわけでございますが、基本法の第二条にいます農業構造の改善という考え方は、非常に幅の広い概念でございませう。それから二十一条で申し上げておる農業構造改善事業というものは、その第二条の農業構造改善の一部といたしまして、そのような諸条件を特定の地域について実現をはかつていこうという施策であるわけでございます。そこで二十一条におきましても、先ほど申し上げましたように、「農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に必要なる事業」を行なうということを書いておられますから、その意味においては第二条の農業構造

改善というようにございませうが、農業構造の改善という言葉を御答弁で言いますと、基本法の方の農業構造改善というものは、これはあなたが言われたのですが、まず土地所有の合理化、つまり土地制度、農地制度について何ほどの具体的な対策を進めるといふこと、その他機械の導入、資本整備の高度化と言われましたが、その土地の問題ですね、つまり、もう少し敷衍すれば、現在の農地の零細所有のあり方、零細性、そういうものを合理化する、あるいは自主化する、あるいは共同化する、これが基本法上の農業構造改善事業の中心でなければならぬ。あなたも一番にそれを言われた。しかし、現実には河野構想による農業構造改善事業はそこに力点を置いておられますか。置いておらないでしよ。どうですか。

○齋藤(誠)政府委員　先ほど申し上げましたように、基本法の第二条の三号で、農業構造改善ということについては一応の定義みたいなことをしているわけでございます。すなわち、「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化を図ること」として、これを(以下)「農業構造の改善」と総称する、と書いておられるわけでございます。この農業構造の改善というのを実現するための手段といたしましては、第四章以下にいろいろの施策をあげているわけでございます。先ほど申し上げましたように、今回憲法審議に申しております農地法の一部改正であるとか農協法の一部改正であるとか

いうようなことにつきましては、実は構造改善の一つの施策であることは先ず御承知の通りであるわけでございます。そこで、このような諸条件を二十一条におきまして、「国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に必要なる事業を行なう」として、この土地問題との関係は、従つてこの土地問題との関係は明確にしない限りは、機械化の位置づけというものは、具体的には非常にはやけてくるんではないですか。私どもの考えによると、現実に出されておる農業構造改善事業というものは、あなたは一緒だと言われるけれども、御説明を聞いておつても、これは一部をなすかもしれないけれども、名前は同じでも、この辺をはっきりしていただかないと非常に農民は迷うと思つておられますが、この点を御説明をお願いいたします。

○榑崎委員　そこで、この機械化促進法の三条にいわれておる構造改善というものは、これはやはり基本法にいう構造改善だと思つておられる。そこで問題は、それじゃ具体的にそれが現われてきておるものは、あなたは農業構造改善事業だと言われる。しかし、農業構造改善の内容はすでに御承知の通りで

改善の中に盛り込まれる諸条件については、必要な事業を取り上げていくというところで事業を実施する、こういう考え方をとっておるわけでございませう。そこで今予算として三十七年度から実施いたそうとしております構造改善事業の中におきましても、もちろん機械化の導入であるとかいうようなことが重要な一つの事業にならうと考えておるわけでございませう。そうなりますと、当然農地の集団化とか圃場の整備だとか、あるいは農道の整備だとかいうようなことは事業の内容になってくると考えておるわけでございませう。ただわれわれがこれを実現いたします場合にございませう、村で具体的な事業を実施する場合におきましては、何をどうしてその事業を実施するかということが重要な要素になりますので、村としてはどのような作物を選び、どのような技術的な手段でこれを実行するかというようなこととあわせてこの事業を実現させたいということが現実的である、こういう観点に立ちましても、適地適作を進めつつこの事業を推進して、一体としてやっています、これが町村の立場で事業を実施するという考え方はなかりますと一番実行しやすいのではなかりまかと、こういう観点に立っておるわけでございませう。

○榑崎委員 今の御答弁でやや明確になつてきたのですが、農業構造改善事業では一地域一億程度でやられるわけですが、そのうち今おっしゃったように具体的な指導方針としては二部門ですが、二部門を選んで構造改善の事業をやる、そういうふうになつていくのでしよう。そしてその地域では何がいかというところでその二つを選んで

○齋藤(誠)政府委員 今おっしゃいました二部門というのは、たとえば果樹部門だとか酪農部門だとか、こういう意味であらうかと思ひますが、必ずしもそういう二部門というふうには考えておりませう。その地帯としてある場合には果樹中心に考えた計画である場合もありませうし、それから数部門をとつてやらざるを得ない地域もあると思ひます。つまりこの辺はその農業地帯の性格あるいは立地条件等によつて適地適作物がきまるわけでございませう。何も二部門であるというふうには必ずしも限定いたしておりませう。ついで、その地方における最も適作物を選んで、最も現在の状況に適應するような生産体制を整えるための事業を行なわせよう、こういう考え方は、どの程度までございませう。二部門というものが出ましたのは、あるいはわれわれの予算上全体的に見ると平均的に二部門くらいになるのではなかりまかと、平均的な数字をそういうふうには御指摘になつたのかと存じますが、具体的に場合におきましては、そのような考え方はとつておりませう。

○榑崎委員 そうしますと、結局そういう主産地形成というか、適地適産がやはり農業改善事業の中心であつて、およそ基本法でいう農業改善事業とはその中心が大へんかけ離れた形になると思ひますが、どうですか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、土地をどのような形において利用するか、その利用方法いかんによつて、農道なりあるいは圃場の整備なり、あるいはその他の土地に關する事業内容もきまつてくるわけでございませう。そこで具体的に土地の分だけ切り離して村で具体的な事業を考へる場合にはどうも考へられないことではないかと思ひるのでございませう。実行する立場に立ちましても、やはりここでは果樹を中心とした農業経営を打ち立てるといふことをまず前提に置きまして、それに伴う各般の事業を実施するということにならざるを得ない。これは従来の農村に關するこのような施策を自主的に進める場合においては、常にそのような行き方をとつてきたのが経緯でございませう。そこでわれわれが経緯でございませう、一つには不可分のものであるという意味において取り上げるといふこと、いま一つは今後の農業のあり方といたしまして、基本法にも明確に生産の選択的拡大を進めていくのだというところをたつてあるわけでございませう。そこで切り離せないとするならば、それらを適地適産の方法で、うたつてありますように、今後大いに向上の期待されるようなものにつぎましていゆる生産の選択的拡大に沿つた事業であるというところが望ましい、こういう考え方に立ちまして、今申し上げたやうな二つの関係を同時に推進する、こういう考え方に立っておるわけでございませう。

○榑崎委員 そうしますと、実際の予算の点から考へ、あるいは今御答弁になりましたやうに過去のいろいろなやり方、そういうものからいいますと、結局農業構造改善事業といふのは、かつての新農村建設対策事業ですか、そういう形にならざるを得ないではないですか。

○齋藤(誠)政府委員 その点は今後、今回の基本法の趣旨からいひまして、結局生産性の向上をはかるためには現状の農業機構のもとにおいて向上をはかるといつても一定の限界があるのではなかりまかと、むしろ生産性向上のためには、現在の農業構造そのものを改善するといふことでなければ、今後にできないのではなかりまかと。これが従来の新農村建設事業といわれ、あるいは一般的な農業の指導といふものとの考え方に於ける一つの大きな差ではないかというふうに私は思つたわけでございませう。そこで今事業としては一体的に進まざるを得ないではなかりまかと、事業を通じて実現する一つの目標といたしましては、基本法でうたつておりますやうに、農業の自立経営といふものが育成されていくような構造に改めていく、いわば生産性の高い経営構造に変えていく、これが究極の目標であるというふうに御了解願ひたいと思ひます。

○榑崎委員 そうすると結局先ほど私が指摘しておりましたやうに、これはやはり選択的拡大、成長部門を中心にして適地適産、主産地形成ということが中心でございませう。今までの御答弁を見ましてもそのやうな得ぬじやないですか。どうですか。中心はそういうやうに、構造改善事業の中心は、

○齋藤(誠)政府委員 今も申し上げたと思ひますが、かりに自立経営を育成するといふやうな将来の方向におきまして、農地の面におきまして各般の合理化をはかつて参るといひましても、それをいかなる形において利用するか、またどういふ作物を作り、どういふ自立体系でそれを実現していくかというところも切り離しては、構造改善といふもの地についた行き方というものができないのではなかりまかと。そこで土地の面積を一体どのくらいにするか、あるいはどういふやうな農道を作るかといふやうな場合に、果樹園を作るのか水田を作るのかといったやうなことは当然事業を立てる際においては検討し、考慮するべきことであるわけでございませう。そこでその際におきましては、事業を立てる場合に適地適作を進めていくことが必要であるといふことをうたつておるわけでございませう。それが中心であるとかあるいはどうであるかといふことにつぎましては、今申し上げましたやうに目標としては自立経営の育成といふことが目標である、その実現するやり方といたしましては、かりに主産地が形成されても自立経営ができないというやうなことがこの構造改善のねらいではないのでありまして、むしろ構造改善を実現する過程におきましては、やはりある程度のやうな生産的な環境を作つていくといふことが今後の望ましい形態ではなかりまかと。逆にいえば一町村でかりに一戸なり二戸なりがそういう事業をできましても、全体としての生産の態様といふものが適地適産なり、あるいは今後の方向を考へてみますると、やはり大量生産、大量販売といふやうな影の生産態様、言いかえれば主産地的なものができ上がらないうち、かやつてみても、構造改善といふわけにはいかないのではなかりまかと。村全体がそういう構造改善的な事業をやると

いうことにならなければならぬのではなかりかという考え方に立っておるわけでございます。

○楠崎委員 昨年九月に河野大臣の構想が発表されましたね。それはやはり成長部門を中心とした選択的拡大の方向に沿った主産地形成ということをはつきり出していらつしやるじゃないですか、何と言つたつて。従つてこの改正促進法の三条の農業構造改善事業上における機械化の占める役割というものををうたわれておりますけれども、現実に進められんとおる農業構造の改善と第三条の構造改善とは非常に考へ方が一部ではあつても中心でないといふことですね。私は今御答弁を聞きましては、どうしてこの点は私どもの考えからいくと、基本法上の農業構造の改善といふものと現実に三十七年度行なわれんとする農業改善事業とは、名前が似ておるけれども全然これは違ふといふわれわれの疑問について、納得のいく答弁ではないと思つておる。この点はやはり膨大な資金を持つて進められる事業が法的な裏づけがないといふ点も問題ですが、この構造改善事業ですね。そういう点も含めて、これは河野構想なんですから、この点は大臣がお見えになつたときにさらに明確にしたい。そこでこれは保留をして先に進みたいと思つておる。

○楠崎委員 昨年九月に河野大臣の構想が発表されましたね。それはやはり成長部門を中心とした選択的拡大の方向に沿った主産地形成ということをはつきり出していらつしやるじゃないですか、何と言つたつて。従つてこの改正促進法の三条の農業構造改善事業上における機械化の占める役割というものををうたわれておりますけれども、現実に進められんとおる農業構造の改善と第三条の構造改善とは非常に考へ方が一部ではあつても中心でないといふことですね。私は今御答弁を聞きましては、どうしてこの点は私どもの考えからいくと、基本法上の農業構造の改善といふものと現実に三十七年度行なわれんとする農業改善事業とは、名前が似ておるけれども全然これは違ふといふわれわれの疑問について、納得のいく答弁ではないと思つておる。この点はやはり膨大な資金を持つて進められる事業が法的な裏づけがないといふ点も問題ですが、この構造改善事業ですね。そういう点も含めて、これは河野構想なんですから、この点は大臣がお見えになつたときにさらに明確にしたい。そこでこれは保留をして先に進みたいと思つておる。

○楠崎委員 昨年九月に河野大臣の構想が発表されましたね。それはやはり成長部門を中心とした選択的拡大の方向に沿った主産地形成ということをはつきり出していらつしやるじゃないですか、何と言つたつて。従つてこの改正促進法の三条の農業構造改善事業上における機械化の占める役割というものををうたわれておりますけれども、現実に進められんとおる農業構造の改善と第三条の構造改善とは非常に考へ方が一部ではあつても中心でないといふことですね。私は今御答弁を聞きましては、どうしてこの点は私どもの考えからいくと、基本法上の農業構造の改善といふものと現実に三十七年度行なわれんとする農業改善事業とは、名前が似ておるけれども全然これは違ふといふわれわれの疑問について、納得のいく答弁ではないと思つておる。この点はやはり膨大な資金を持つて進められる事業が法的な裏づけがないといふ点も問題ですが、この構造改善事業ですね。そういう点も含めて、これは河野構想なんですから、この点は大臣がお見えになつたときにさらに明確にしたい。そこでこれは保留をして先に進みたいと思つておる。

○楠崎委員 昨年九月に河野大臣の構想が発表されましたね。それはやはり成長部門を中心とした選択的拡大の方向に沿った主産地形成ということをはつきり出していらつしやるじゃないですか、何と言つたつて。従つてこの改正促進法の三条の農業構造改善事業上における機械化の占める役割というものををうたわれておりますけれども、現実に進められんとおる農業構造の改善と第三条の構造改善とは非常に考へ方が一部ではあつても中心でないといふことですね。私は今御答弁を聞きましては、どうしてこの点は私どもの考えからいくと、基本法上の農業構造の改善といふものと現実に三十七年度行なわれんとする農業改善事業とは、名前が似ておるけれども全然これは違ふといふわれわれの疑問について、納得のいく答弁ではないと思つておる。この点はやはり膨大な資金を持つて進められる事業が法的な裏づけがないといふ点も問題ですが、この構造改善事業ですね。そういう点も含めて、これは河野構想なんですから、この点は大臣がお見えになつたときにさらに明確にしたい。そこでこれは保留をして先に進みたいと思つておる。

○楠崎委員 昨年九月に河野大臣の構想が発表されましたね。それはやはり成長部門を中心とした選択的拡大の方向に沿った主産地形成ということをはつきり出していらつしやるじゃないですか、何と言つたつて。従つてこの改正促進法の三条の農業構造改善事業上における機械化の占める役割というものををうたわれておりますけれども、現実に進められんとおる農業構造の改善と第三条の構造改善とは非常に考へ方が一部ではあつても中心でないといふことですね。私は今御答弁を聞きましては、どうしてこの点は私どもの考えからいくと、基本法上の農業構造の改善といふものと現実に三十七年度行なわれんとする農業改善事業とは、名前が似ておるけれども全然これは違ふといふわれわれの疑問について、納得のいく答弁ではないと思つておる。この点はやはり膨大な資金を持つて進められる事業が法的な裏づけがないといふ点も問題ですが、この構造改善事業ですね。そういう点も含めて、これは河野構想なんですから、この点は大臣がお見えになつたときにさらに明確にしたい。そこでこれは保留をして先に進みたいと思つておる。

○楠崎委員 昨年九月に河野大臣の構想が発表されましたね。それはやはり成長部門を中心とした選択的拡大の方向に沿った主産地形成ということをはつきり出していらつしやるじゃないですか、何と言つたつて。従つてこの改正促進法の三条の農業構造改善事業上における機械化の占める役割というものををうたわれておりますけれども、現実に進められんとおる農業構造の改善と第三条の構造改善とは非常に考へ方が一部ではあつても中心でないといふことですね。私は今御答弁を聞きましては、どうしてこの点は私どもの考えからいくと、基本法上の農業構造の改善といふものと現実に三十七年度行なわれんとする農業改善事業とは、名前が似ておるけれども全然これは違ふといふわれわれの疑問について、納得のいく答弁ではないと思つておる。この点はやはり膨大な資金を持つて進められる事業が法的な裏づけがないといふ点も問題ですが、この構造改善事業ですね。そういう点も含めて、これは河野構想なんですから、この点は大臣がお見えになつたときにさらに明確にしたい。そこでこれは保留をして先に進みたいと思つておる。

○楠崎委員 昨年九月に河野大臣の構想が発表されましたね。それはやはり成長部門を中心とした選択的拡大の方向に沿った主産地形成ということをはつきり出していらつしやるじゃないですか、何と言つたつて。従つてこの改正促進法の三条の農業構造改善事業上における機械化の占める役割というものををうたわれておりますけれども、現実に進められんとおる農業構造の改善と第三条の構造改善とは非常に考へ方が一部ではあつても中心でないといふことですね。私は今御答弁を聞きましては、どうしてこの点は私どもの考えからいくと、基本法上の農業構造の改善といふものと現実に三十七年度行なわれんとする農業改善事業とは、名前が似ておるけれども全然これは違ふといふわれわれの疑問について、納得のいく答弁ではないと思つておる。この点はやはり膨大な資金を持つて進められる事業が法的な裏づけがないといふ点も問題ですが、この構造改善事業ですね。そういう点も含めて、これは河野構想なんですから、この点は大臣がお見えになつたときにさらに明確にしたい。そこでこれは保留をして先に進みたいと思つておる。

るいはこの法律も機械化法ではなしに機械化促進法になつてゐる。その法律の名前と内容が非常にかけ離れておるという指摘をされました。これは議事録を読まれたらわかります。あの二瓶参考人の指摘についてどのように政府として弁明なさるか、お聞きをしたいと思います。

【委員長退席、秋山委員長代理着席】

○齋藤(誠)政府委員 この法律の第二条第二項におきまして、農業の機械化というわけについての定義をいたしておるわけでございます。その機械化といふのは、「動力又は畜力を利用して優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう」といふふうに規定いたしておるわけでございます。そこで私の理解でございますが、今先生のお話になりましたのと若干理解の食い違いがあるかと存じます。この前の二瓶参考人の指摘された点も、やはり機械化研究所といふ形でこの法案が仕組まれ、またそういう方向で今後いくべきであるといふことを強く指摘されたわけではなからうかと存じます。そこで、そういう意味におきましてはわれわれも全く同じ考えのもとにこの改正案を出したのである、この確信をいたしておるわけでございます。二瓶参考人の指摘されたことと矛盾するような内容にはなつてない、かように理解したわけでございます。

○楠崎委員 私が御質問しておる、あの二瓶参考人の指摘をされておる点は、機械化促進といふ名前をつけられておるから、これは単なる機械をそのもの問題ではなくして、機械化を促進するにどうしたらいいか、そういう対策の総合的なものでなくてはならない、名前からくると思つておるわけです。内容はそうではないのですか、どうですか。

○齋藤(誠)政府委員 その点につきましては申し上げなつたつもりであるわけですが、この法律の第一条を今改正いたしましたゆえんのも、従来の機械化促進のための目的からいって不十分な点を補充するという意味におきまして、さらに農機具の検査制度の改正を加え、また農機具についての試験研究体制の整備を加え、その他必要な資金の確保等についての措置も加えて、機械化促進をはかることを目的としたわけでございます。

また第三条以下におきまして、それを実現するための国の施策、あるいはまた施設を遂行する上における融資な援助の措置も、規定いたしました。機械化促進上の国の施策を明らかにいたしましたわけでございます。それから研究機関につきまして、農機具の検査機関では、研究所ではなくて、機械化の研究所であるという点につきましては、それが単純に機械そのものを対象としたような通産省の機械試験所と異なることは、この機械化研究所の業務あるいは機械化研究所の目的から申し上げまして、当然機械化促進に資するための試験研究を実施するということでも明らかにいたしておるわけでございます。

現在の機械化におきます一番の問題は、いわば従来動力の補充あるいは畜力の補充あるいは動力不足に伴う機械による補充といふことで入り込んでおります農機具をもう少し体系化

し、今後の農業経営の近代化とも結びつけまして、構造改善に資するような配慮のもとに機械化をはかつて参る必要がある。ところが現状におきましては、この部面における機械の改良開発については、現在のおくれている分野における開発改良を急速に進めて参る必要がある。そのために特に施設なり人員を拡充いたしまして、研究所を設けて参りたい、こういう考へ方に立つておるわけでございます。従いまして、これは抽象的な機械の開発改良といふことではないのであります。また、その分野においては通産省の機械試験所もあり、また民間の研究機関もあるわけでございます。この研究所を特に農業機械化研究所としたゆえんのもの、今申し上げたような趣旨で制定いたしましたわけでございます。

○楠崎委員 今御説明がありました。この第一条は、このままとりますれば、その結果として当然、「もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与する」とこれはこうならぬです、対策がなくて、機械を改良し、その試験研究体制を整備する、それも大切ですが、そしてその結果に今度は付随する機械化促進上のいろいろな問題点があるから、そういうものの打開対策と一緒になつて、初めてその機械化が促進されるのであつて、機械がうまくなつて、よくなつていけば、当然農業生産力の増進あるいは農業経営の改善に即ならぬではないかという私の質問点です。おわかりでしょうか。

○齋藤(誠)政府委員 御指摘の意味は、いわば農業の機械化を進めていくための、つまり諸条件あるいは入りやすくなるような環境、これらをあわせて進めるといふことでなければ機械化の促進はできないのではないか、こういう御指摘かと存するわけでございます。もちろんこの法律におきましては、機械化を促進するための試験研究であるとか、あるいは機械化の導入のための資金措置であるとか、あるいはこれを適用するための普及指導であるとか、あるいは研修であるとか、こういう直接的なことに一応規定いたしておるわけでございます。しかし機械化といひましても、経営の構造なり農業構造の改善といふところまでいくといふことになりますれば、これはもつと広い範囲におきまして土地条件の整備であるとか基盤整備であるとか、いろいろの分野が関わってくることは、これはもう当然であるわけでございます。そういう意味におきましては、まさにこの構造改善事業といふことで、それ以外の導入しやすい諸条件を整備したり、あるいは環境を改善していくといふようなことをあわせて行ないたいといふ考へを持つておるわけでございます。従つてこの法律自身によりまして、土地基盤の整備をやることか、あるいはそれに関連した環境の諸条件を改善するよふなことまでやるということまでは、この法律の建前上規定していただければ、この法律はただ進め方としては、御指摘のようなことは当然背後においては考へなければならぬといふふうに思つておるわけでございます。

○楠崎委員 今御説明がありました。この第一条は、このままとりますれば、その結果として当然、「もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与する」とこれはこうならぬです、対策がなくて、機械を改良し、その試験研究体制を整備する、それも大切ですが、そしてその結果に今度は付随する機械化促進上のいろいろな問題点があるから、そういうものの打開対策と一緒になつて、初めてその機械化が促進されるのであつて、機械がうまくなつて、よくなつていけば、当然農業生産力の増進あるいは農業経営の改善に即ならぬではないかという私の質問点です。おわかりでしょうか。

○楠崎委員 今御説明がありました。この第一条は、このままとりますれば、その結果として当然、「もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与する」とこれはこうならぬです、対策がなくて、機械を改良し、その試験研究体制を整備する、それも大切ですが、そしてその結果に今度は付随する機械化促進上のいろいろな問題点があるから、そういうものの打開対策と一緒になつて、初めてその機械化が促進されるのであつて、機械がうまくなつて、よくなつていけば、当然農業生産力の増進あるいは農業経営の改善に即ならぬではないかという私の質問点です。おわかりでしょうか。

るかどうかということでございます。

この面につきまして、一応現在の機械が利用される場合の経済採算的な見地からどのような稼働時間がミニマムとして要求されるであろうかという計算をわれわれの方でいたしたのがありわけでございます。それによりまして、たとえは小型トラクターについて見ますと、大体牽引型で百十七時間、駆動型で百三十時間くらいが経済的な最小限度の稼働時間ではなからうか、こゝろ計算をいたしておるわけでございます。この面から現在実際に使用している時間を見ますと、大体これに近い稼働時間を上げておりますので、時間数としてはそう大きく負担過重になっておる、つまり過剰投資になつておるというふうなことも断言はできないのではなからうかというふう

に思われるわけでございます。ただ、この利用の形態をさらに詳しく見ますと、非常にまだまだ運搬に使用している時間等も相当その中に入つておるといふふうな関係もありませんので、それらの点を見ますと、一般的に全部が経済採算に合つた稼働時間を上げておるといふふうにもまだ言い切れな

いものがあるわけでございますが、一時に比べますと、だんだん稼働時間がふえ、経済的な採算に合つておる方向にだんだん進みつつあるのではなからうかというふうにより考へるわけでございます。

○**橋崎委員** 今のは時間を言われましたが、耕地面積との関係が伴わないと、それははつきりしないじゃないですか。

○**齋藤(誠)政府委員** 今時間の関係で申し上げましたのは、一応現在のトラ

クターにつきまして耐用年数も想定し、そうしてそれに伴つて一時間当たりの大体の経済採算をいたした場合に、それが牛馬耕と大体同じ価格であるとすれば、一体どのくらい使用時間として使わなければならないかという計算をして、稼働時間を出したわけでございます。従つて、一台当たりの稼働時間が出れば、逆算して、その総時間を稼働時間で割れば、面積は逆算して出てくるわけでございますが、大体それによれば、作業面積として三町歩くらいという計算は一応出て参るわけでございます。

○**橋崎委員** この点についてもまた議論はありますが、一応先に進みますけれども、参考人についても御質問いたしましたが、今後の機械を導入するに

ついて大体どの程度の馬力のものが主力になるか。

○**齋藤(誠)政府委員** この点は今後に検討を残された分野でございます。この前参考人から三人各様の御意見がありましたように、従来の、つまり五馬力ないし六馬力程度の小型のトラクターもまだまだおそらく伸びることに

なりましよう。しかし今後機械化の体系というものがだんだんできて参り、そうしてそれによって最も効率的な機械化の導入をはかつていくという方向を考へていく必要があるかと考へるのでございます。そうなりまると、今の形で参りますと、機械が単純に耕耘だけに利用されて、いろいろ形態から搬用のものにだんだん置きかかつて、刈り取りから脱穀調整まで利用されるような機械化体系というものがやはり将来として考へられていかざるを得ないと思つてござ

います。そうなりまると、従来の

いわけの歩く機械から乗る機械の方向にいくだろうということも、動力関係から見ると一つの必然の方向ではなからうかというふうにも考へられるわけでございます。農林省といたしましては、現在、用途によりましてそれぞれ違った形の馬力数の機械の導入について指導いたしておるわけでございます。用途いかにによりまして結局機械の差異、馬力数というものも規定されるわけでございますが、現在特に専用のな、土地改良、土層改良であると考へる場合は、深いところかいつたよりな特に専用の効果を持ったトラクターについては、これは三十馬力以上の大型なトラクターをこれに充當するように指導いたしておりまして、農林省としてはこれを真に助成するという措置をとつておるわけでございます。しかし今申し上げましたように、だんだん小型のものは高馬力化し、搬用化して行くのでありましようし、また大型のものはだんだん普農用あるいは管理作業用に使われることになることを想定いたしますと、それに最も適合した形のトラクターの馬力数なり大きさといたものが必要になつて参るわけでございます。そういう意味でこれを実験的に、農業機械の実験集落を全国に十一カ所設けておるわけでございますが、これは大体二十馬力を前後にいたした大きさ、馬力数のトラクターでございます。これは国が貸与して実験を行なつておるわけでございますが、おそらくは、この前参考人の一部からもお話がありましたように、大型化する方向は必然であらう、その場合における馬力数なりそれから大き

きにつきましては、今後の機械化体系

がどのような形に組み立てられていくかということによって大きくまわってくるのであらうと思われるわけでございます。農林省の意見としては、大体二十馬力前後が今後の中心になるのではなからうかという意見が有力のよう

でございます。農林省としては、今申し上げました三つの、小型に対する措置、専用の大型トラクターに対する措置、それから実験的な機械化実験集落を設けてやっておりますトラクターに対する対策、この三本建で今進めておるわけでございます。

○**橋崎委員** 昨年の二月二十五日の予算第三分科会で足鹿委員が質問されておりましたが、それは周東大臣でござい

ましたが、それからは先日の参考人に対する質疑でも、やはり大型機械による深耕を行なつて、土地の生産性を高めるということは何としても必要なこととあり、それで二十馬力前後ということでは現実を無視できないので、そういうことではありと思つてはならない。型化への努力をしながらはならない。そうしてその大型化への促進の隘路となつておるものは一体何であるか。それらの対策もあわせ行なわれないと、ほんとうの意味の省力的な機能だけではない、土地の生産性を高めるという一つの重要な目的が達せられないのではないかと、そういう点について重ねて御方針を承りたいと思つております。

○**齋藤(誠)政府委員** 今後機械化の方向がかりにだんだん大型化されてい

た場合には、もちろん土地の条件、圃場の条件、圃場に入らうとしても農道が小さくて入れないといったような場

合における農道の整備、つまり機械が

入り得る環境の整備というものがどうしても考へられなければならないことは、先ほど来から申し上げた通りでございます。しかしもつと基本的な問題

は、現在の機械の使用の状況は、まだ耕耘だけの段階でございまして、耕耘だけの段階に止らる限りにおきましては、どうしても機械の効率というものが十分に上げられない。その点については、お手元に配つてございます機械化関係資料の八ページから十一ページに、現在の農機具の作業を中心にしてどのように機械化が行なわれたかということを示したものがございまして、そこです第一

には、耕耘だけでなしに、やはり中耕除草あるいは刈り取り、収穫、脱穀といったようなところまで一貫した機械化というものが入らない限りにおいては、十分な効率を上げることができないわけでございます。ところが遺憾ながらこのように一貫した機械化に入るための農業機械自身もまだ十分に開発改良されていないこととござい

まして、勢い耕耘の関係だけにこれが利用されているというわけでございます。そこでわれわれとしては何を急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

ぐする必要がありますか。その急

三には、このような機械がかりに開発改良されなくても、依然としてこれを利用する上におきまます試験研究と相待つて進めることが必要であるわけでございまして、いわば機械は現在の作付、栽培方法を前提とした開発改良が進むべきでありまして、同時に耕種面におきましては、逆に開発改良された機械を前提としていろいろの技術的な改良を進めて参らなければならぬと考へるわけでございまして、そういう面の試験研究もまた今後においては十分拡充して参る必要があり、そういうふうな考へておられます。

○榑崎委員 そこで、二十馬力程度の中型なり、あるいは大型の今後の普及の見通しについてはどのように考へておられるか。

○齋藤(誠)政府委員 これは今申し上げましたような意味におきまして、十一ページにもございまして、大型トラクターによります作業体系というものはほとんどまだ耕耘の段階に限られておるといってもいいわけでございまして、さらにこれが今後伸びるために、あるいは直播の問題であるとか、いろいろの技術上の問題もあるわけであります。またこれに必要な開発改良すべき農機具が出てくるという条件になっておるわけでございまして、そこでどういうようなものがどのようにならぬかということと相待つて伸展をはかつかないかなければならぬ、また指導すべきであると考えられております。一番初めの環境の整備につきましては、すでに土地改良の面において、あるいは構造改善事業等を通じて逐次整備していくような努力を続けておるわけであります。そこで

これらの総合として、結局どのようなテンポになるだろうかというように、それが御質問の要旨であろうと思つて、すでに一部実用化された機械もございまして、また毎年大型の機械の導入割合も漸増いたしておりますので、われわれも進んでいくのではなからうかと考へておるわけでございまして、またそういう方向で指導して参りたいと思つておるわけでございまして。

○榑崎委員 先ほど機械導入可能と思はれる面積について、各都道府県からの報告によると、北海道、内地合わせで百三十七万町歩、しかも実際には耕地は三十七万町歩程度である。それと、その面積からだけ見ていくと、中、大型の機械導入の見通しはどうなつておるか、それとの関連においては、

○齋藤(誠)政府委員 これは全く一つの試算でございまして、そのような意味で御理解願いたいと思つておるわけでございまして、そのよう報告によりまして、水田と普通畑と開拓地と採草放牧地、そういうものの合計が約三百万町歩になるわけでございまして、そこでこの三百万町歩が今後の機械導入可能な面積だといつて一応県から報告されておるわけでございまして。

○榑崎委員 質問の内容が行き違ひがあつたようですから、はつきり聞きますが、現在造成可能な耕地、草地の面積はどのくらいであるか。はつきり訂正しておきます。

○齋藤(誠)政府委員 この点につきましては、造成すべき農地、草地でございまして、畜産局並びに農地局にそ

ういふ資料があるかどうか調べて、あれば後ほどお出ししますと、先ほど申し上げたのであります。

○榑崎委員 これは当然このくらいのことは頭に入れておかないと、今後大規模機械はどういうふうな導入していくかという計画がでんで出てこないのではないかと考へておるわけで、お手元になし、御存じないということですが、これは農地局と御相談になつて、い、これは耕地、草地の造成可能な土地の面積と、さらに具体的に農林省はどのような面積に対してどのような計画を持って造成していくのか、その造成計画とあわせて、農地局と御相談された方がいいと思つておるわけであります。

それから先ほどの質問に移りますが、それと結局その面積が出てこないから私も質問しにくいのですが、それでは中、大型を導入し得ると見込まれる面積は一体どのくらいと見ておられるか。

○齋藤(誠)政府委員 私の方で一応想定いたしましたものにつきまして、御参考までにお答えいたしたいと思います。一つの方法は、先ほど申し上げました県から報告いたしました数量について、それから算定したものと、それからもう一つは、われわれの方で既存の統計の方から推定いたしましたものを申し上げてみたいと思つておるわけで、県からの報告によりまして、水田、畑、開拓地、採草放牧地を含めまして約三百万町歩くらいが導入可能な面積ではないだろうかという報告が参つておるわけで、これを台数換算するのをどうするかというところでございまして、従来入つておるものを台数で計算いたしますと、大

体一台当たり延べ面積で五十町歩くらいが稼働しているようでございますので、かりにそれを面積にいたして半分である、つまり二十五町歩である、こういう計算をやりまして、大体十二万台くらいになるわけでございまして、これが県の報告をもとにした一つの推定値でございまして、

それからいふ一つ、現在の耕地のうちで湿田であるとかあるいは傾斜地等を除いた、トラクター導入可能と思はれる面積を推定いたしましたわけでございまして、それによりまして二百七十五万町歩ということになるわけでございまして。

○榑崎委員 二百七十五万町歩の方は何ですか。

○齋藤(誠)政府委員 これは現在の耕地の中から湿田とそれから急傾斜地を差し引いた面積が約二百七十五万町歩になるわけでございまして、そこで従来大體一ヘクターが一馬力を所要するといふふうな考へておるわけで、これを馬力換算で三十馬力とすれば九万台必要である、四十馬力であれば七万台必要であるといふような数値が出るわけでございまして、府県の報告なり、それから今申し上げたようなことから、九万台ないし十万台くらいが一つの数値としては推定できると思つておるわけで、しかし、これは先ほど申し上げましたようにいろいろ条件がございまして、そこで、そういう条件を見ながら、今後の普及台数というものを、かように考へます。

○榑崎委員 そこで今一応面積から見ればこのくらい導入可能であるけれども、今答弁でおっしゃつたように、

いろいろ条件があるので、それを考へてやり、そこで先ほど申し上げましたように、そういう造成の計画がわからなくて、今後導入する導入すると言つたつて、導入計画というものは一体出てくるんでしょか。どうでしょう。

○齋藤(誠)政府委員 先生のお話の造成というのは、要するにこれらの土地についての土地改良計画、あるいは圃場整備、そういうふうな意味であることがわかつたわけでございまして、そういう意味におきまして、やはりこの事業を進める場合に、先ほど申し上げたような技術的な条件あるいは他の区画をどのくらいに直して、それが圃場整備をやればいいのかというわけには、なかなか進展しないだろうと思つておるわけでございまして、そういう意味では、今度の構造改善事業等につきましては、機械化と圃場整備とそれからそこから出てくるいろいろな技術的な体系、あるいはさらにそれに必要な各種の施設といったものが一環として事業ができるというふうなことにいたしまして、この事業を進めて参りたい、こう思つておるわけでございまして、従つて、今後この事業の普及をはかつかうと思つておるわけでございまして、

○榑崎委員 そこで、農林省から出されておる資料によりまして、現在六百五万户の農家総数のうち小型トラクターだけで見ても五千三百五十四台、それと八八・四％農家のうち小型トラクターを持つておることになりまして、それと一町歩当た

り、

りに投入されておる機械の馬力数とい
るものは、約〇・八馬力くらい。これ
は、諸外国の例はよくわかりませんけ
れども、その点だけから見ると、非常
に投入率が多いと思ふんですね。しか
し、これらの機械の稼働状態は一体ど
ういうふうになっておるのでしょうか
か。全部が稼働しておるわけではな
いのですか。その辺どうでしょうが、農
林省で把握されておるのか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど稼働時間
につきましては年々漸増しておる。
二、三年前には平均的な稼働時間が八
十時間くらいであったわけですが、
すが、現在では百三十時間くらいに上
がってきておりました。だんだん小型
の稼働時間につきましてはふえつつあ
るといふことが言えるわけございま
す。

それから先生のお話しになりました
八八・四〇というものは、多かれ少な
かれ動力を使用しておる農家数が八八・
四〇ということでございます。ただし
六百五十万七千戸に対して約百万台近
い耕耘機が入つておるわけございま
すから、お話の通りヘクター当たりの
馬力数としては、日本は比較的高く
なつておることも事実でございます。
ただこの点は先ほど過剰投資であるか
どうかという点につきまして申し上げ
た際に触れたわけでございますが、
外国の馬力数というのはみんな大型の
トラクターについての馬力をいってお
りますし、ここでいっておる馬力は小
型だけについて計算すると〇・六馬力
くらいになっておる、こういうこと
でございます。しかしこの馬力だけで過
剰であるかどうかという点は簡単に
言えないのでございまして、どのよう

な稼働時間でどのような作業にたえら
れるかどうかということによってこの
馬力数の見方も変わってくるわけ
でございます。単純にヘクター当たりの
馬力数が高いということだけで過剰投
資かどうかということも判定するわけ
には参らない、かように思つておりま
す。

○楠崎委員 非常に過剰投資の状態を
客観的に評価をされておるようで
すが、やはりその過剰投資の現状とい
うものはいかなる事実であろうと思
うのです。そのために稼働状況も今局長
がおっしゃつたような状態では現実は
ないのではないかと。稼働状態も実際
には悪いのです。だから現実に農村に
歩いてごらん下さい。機械化貧乏とい
うのは非常に深刻な問題になってい
る。しかも現在行なわれておる機械化
の実情というものは、省力的な関係か
ら入れておるものが非常に多い。そこ
で一番機械導入が行なわれておるのは
農家の今の経営状態からいってどの階
層と思ふのですか。

○齋藤(誠)政府委員 現在まで入りま
した小型トラクターの状況で言います
ると、大体水田地帯が大半で、七割く
らい水田地帯に入つておりました。
入つておる農家の階層から見ますと、
やはり中農層、一町から二町くらいの
層が一番多いようございまして。
○楠崎委員 農業白書から見ますと、
その農家が一番所得が悪いのです。そ
の所得が一番低い階層が機械化せざる
を得ない状態が一番なつておる。そこ
に機械化貧乏という現実の問題が起
こつておる。こういう現実の農村の実
情をよく把握されて対策を立てられま
せん、実際に機械化促進、機械化促

進といつてみたつて問題は解決しない
のではなからうか、このように私は思
うわけですが。農林省というものは、今の
御答弁、前の御答弁で聞きますと、客
観的にこう書いてあるから、こう出
ているからというふうなことだけで対策
をやられるから、非常に現実の仕事と
しては中身の違つた対策が行なわれ
ていく。こういう点を私は指摘しなけれ
ばならないと思つておる。同じ機械
化の促進といつても、そういうところ
に実際は問題があり、隘路があるので
すから、そういう条件を克服する対策
をとるには行なわれないことには、この機
械化というものは実際には生きてこ
ない。これが今までの質問の中心の課題
である。私はこのように思つてお
ります。この点については私はまださら
に討論すべき問題が多々あると思
いますが、内容が多岐にわたつておりま
すから先に進みたいと思つておる。

次に、農業機械化研究所の問題で
ございますが、新しくこれができるわけ
です。まずこの問題の一番の問題は、
この前二瓶参考人も指摘されてお
りましたように、これは機械化研究所には
なつていないが、実際問題としてそ
ういふ機械のことが中心であつて、そ
の基礎的な諸問題を研究する体制には
なつていない、こういう指摘があつた
わけですね。この点についてはどのよ
うに思われますか。

○齋藤(誠)政府委員 あるいはまた私
の理解の相違でおしかりを受けるかも
わかりませんが、二瓶参考人のお話
になつた点は、今後機械化研究所にお
いて期待されるべき事項として、基礎
研究なり応用研究なり、つまりメー
カーにおいて実行できないような研究

部門をこの研究所で大きい担当してや
るべきである、こういう意味の御発言
ではなかつたかと私は了解するわけ
でございます。この研究機関における最
も大きな仕事としては、まさにそ
ういふ部分を担当することが必要である。
製造メーカーにおきましては、製造、
生産のためのいろいろの試験研究を行
なうわけでございますけれども、基礎
的な研究、特に当面採算に合わないよ
うな試験研究に対しては、どうしても
メーカーとしては金を出し渋るとい
うことも当然でございます。また農器具
は農家に利用される関係上、どうして
も農業部面、特に栽培技術上あるいは
土壌、肥料、そういう方面等の理解な
くしては十分な農器具の研究とい
うことも行なわれないわけでございます。
そういう意味におきましては、現在の
民間の研究機関では不十分である。そ
こでそのような部分についてもこの研
究機関で担当すべきである、こういう
意味の御発言があつたかと思つて
います。まさにこの研究機関におきま
して、そういう開発改良に関する基礎研
究、応用研究、実験器具製造、この分
野を担当することにいたしておるわけ
でございます。

○楠崎委員 そこで、研究所の規模、
資金計画、そういうものについてお知
らせを願いたいと思つておる。
○齋藤(誠)政府委員 研究所の一応の
陣容といつたしましては、研究員とし
て約八十名程度の人員を予定いたして
おります。(楠崎委員)それは将来で
か(と呼ぶ)これは一応三十九年度ま
でに充員して、四十年から体制を整
備するといふ前提にいたしております
が、八十名を予定いたしておりました。

て、三十七年度におきましては、その
うち四十六名を充員するといふ考え
をとつております。
それから研究所の施設でございま
すが、これは大抵現在のところ約五億程
度を予定いたしておりました。その
うち先般御説明いたしましたように、実
験圃場として約六町、それから農場と
して約二十五町歩程度のものを付設
いたして参りたい。それから施設とい
たしましては、本館のほか各種の実験
施設あるいは試作工場その他他種関係
の建物等を含めまして、大体三億余の
施設費を予定いたしております。それ
からそれに伴う各種の備品等がある
わけでございますが、そういうものを
含めまして、建物、備品で約四億程
度の設備費を予定いたしております。そ
れから研究を行ないます上の運営費の考
え方でございまして、大体十億を予定
いたして参りますが、そのうち五億は
民間からの出資または寄付に期待いた
し、残り五億を政府で支出する、こ
ういふ考え方をしております。将来の形
といつたしましては、大体これらの基金
の運用益、それから研究所ができた
場合における事業に伴う収入、たと
えば検査収入であるとかあるいは委託
研究の収入であるとか、こういう収入
を含めまして約一億程度の運営費を予
定いたして参るわけでございます。今
申し上げた中で、国で出すべき五億の
資金につきましては、本年度二千五百
万円の補助金という形で出されてお
りまして、今後これを基金として出して
いくか、あるいは毎年度の追加運営費
に不足する分の補助という形で出すか
は今後の予算として予算上きめて参
る、こういうつもりで参るわけござ

います。それから施設費の五億につきましては、そのうち三十七年度に二億を政府から支出する、こういふことにいたしているわけでございます。なおこのほかに、現在鴻巣に現実に検査室を設け、あるいは農機具の試験研究をやっているわけでございます。これらに關連して現在利用しているもの施設で研究所に移しかえをいたす予定をしていられるものもございまして、約五千万程度がこれに該当するといふふうに見積もっているわけでございます。

○榑崎委員 さしあたって三十七年度の問題として、今御説明によりまして、研究費十億のうち五億までは民間に仰ぐ、さしあたって三十七年度はその点はどうかということになるのですか。

○齋藤(誠)政府委員 三十七年度におきましては、その三分の一を一応予定いたしております、大体十億の基金につきましては、三カ年計画で積み立てる、こういふ計画を立てておるわけでございます。

○榑崎委員 いや、私が聞いたのは、その研究費全部の十億の見直しでなく、そのうち民間五億と今おっしゃいました、民間五億の見直しについては、三カ年でやるから三分の一、そうすると、約二億近くのお金になると思えますが、その具体的な交渉の状態あるいはどこまで話が出ておるか。

○齋藤(誠)政府委員 これは先般も答弁いたしましたと思いますが、農業団体、農機具メーカー、それから農村に關係ある企業から広く寄付または出資という形で寄金の供与について御協力を願います、一応この機械化研究所についての趣旨を御説明申し上げた段階でござい

ます。それから施設費の五億につきましては、そのうち三十七年度に二億を政府から支出する、こういふことにいたしているわけでございます。なおこのほかに、現在鴻巣に現実に検査室を設け、あるいは農機具の試験研究をやっているわけでございます。これらに關連して現在利用しているもの施設で研究所に移しかえをいたす予定をしていられるものもございまして、約五千万程度がこれに該当するといふふうに見積もっているわけでございます。

ございます。この法案が通りますればそれによってさうすぐ具体的に各団体に呼びかけて御協力を得たい、かように考えておるわけでございます。

○榑崎委員 そうしますと、この資金計画というのは、国の方は大蔵省との話がついておつて見直しがつくけれども、民間からの出資については説明をした程度、具体的に研究所で予定されておる金額が実際に集まるかどうかからぬではないですか。

○齋藤(誠)政府委員 もちろんこの趣旨を説明する際におきましては、研究所の資金全体の計画につきましては、十分説明をいたしておるわけでございます。各団体あるいは各企業におきましても、やはり法案が通りましても個別の一体幾ら出したいのかということなどは、また手続等につきましても同様なことがございまして、全体という趣旨の御了解を得ておるわけでございます。従いまして、われわれといたしましては、今後この法案が通りました暁におきまして十分御協力を得ることができたらう、こう期待しております。

○榑崎委員 できるであらうと期待するということをお承りしましたが、これは相手のあることです、十分その努力はされても、はたして民間の場合は政府が予定されておる通りの資金計画ができるかと断言されるかどうか。

○齋藤(誠)政府委員 御承知のように、農機具の全体の販売高といふものは約一千億でございます、肥料の一千三百億に對して、おそらくやがては農機具の販売高が一番大きくなるので

はなからうかと思われるわけでございます。今後ますます農業の機械化をやつていくということになりますれば、当然それによつて受ける恩恵といふものは広く及ぶわけでございます。私としては十分可能であらうと考へております。

○榑崎委員 それはお手並みを拝見しなければわかりませんけれども、今おっしゃつたことは、あのときあつたが、まことに申しわけないといふことにならないように一つお願いをしておきます。

そこで、この出資をし得る民間の關係というのはいさゝか大きな資本のところだと思つておるのです。現実にはさういふ民間の大きなところの発言力がやはりこれに伴つてくると思つておるのですが、検査もやることと申す、さういふ民間の発言力の影響といふものはどのようにお考えでしようか。

○齋藤(誠)政府委員 これはこの前の参事から御意見もあつたように、大きく出資し大きく供与するということになりましても、これは通常の会社の株主のような地位にあるわけでは全然ないわけでございます。むしろ基礎研究、応用研究といふような、民間の企業によつて期待し、そしてその得た成果によつて各メーカーがいろいろ事業化をはかつて参りたい、こういふ趣旨のものでございまして、直接的にこれに大きな発言権があるということについては、必要もありませんし、また出資その他の關係におきましても何ら法律上特別の恩典といふものはないわけでございます。従つてその出資いかんによつてこの研究所がどうこうされる

というふうなことはないだらうと考へますが、同時にまたこの研究機關の運営につきましても、別に審議會等も設けまして、そこで十分審議してもらふといふふうにしたしておるわけでございます。また困としては当然これに對して十分な監督権を持つて適切な運営ができるようにいたして参りたい、かように考へておるわけでございます。

○榑崎委員 この機械化研究所の資金計画については先ほど御説明がありましたが、四十一年以降の、いよいよ確立されてから後のいろいろな、資金計画も含めて一つ資料を出していただきたい。さういいたしませんとこの点について質問が先に進みません。それから政府が現物出資をするということになつておりますが、その現物出資の内容、評価等もあわせて一つ資料を出していただきたいと思つておる。

時間がちよつと昼食時間になりましたから、いろいろ保留した点も含めてまだ質問が残つておりますので、一応中絶をさせていたがたいと思つておる。

○秋山委員長代理 午後二時より再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時十分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

石田有全君より發言を求められておりますので、これを許します。

○石田(有)委員 議事運営について大臣の意見をただしたいと思つておる。

先般、三月二十七日、当委員会における農林大臣の言葉の中に、「私は農林行政の全般の責任を持つておりますから、長官からでなく、長官がどういふ案を承つておりましたか、決定は私がいちたすのであります。私が不同意のものは外に出るわけがないのであります。お聞きになつてもこれは価値がありません。」といふ答弁がある。さういふ態度であります、私どもは大臣のおられないところで、長官や局長を相手にして法案の審議をいたしまして、あとで大臣に否定されるようなことがあります、全くこれは議論がナセンスだといふことになるのであります。従つて、今後法案の審議に對しては、大臣は必ず出席をして責任のある答弁をされなければ、審議が続けられないといふことになる。さうでなければ、二十七日の当委員会における發言は取り消してもらわなければならぬのであります。この点、簡單でありましたから、大臣から率直にお答えを願ひたい。

○河野國務大臣 ただいまの石田さんの御發言は、おまえの言ふことと長官の言ふことと違ふじやないか、さういふ前提があるわけでありませぬ。前提なしに、役人の言ふことはみなだめだ、おれの言ふことだけがほんとうで、ほかの者の言ふことはさうだといふことを申したら、これは今お話しした通り、大臣がいなければ、おまえがおらなければだめじやないかといふことになりませぬ。私はいまだかつてさういふことを言つた——たまたまおまえの言ふこととと食管長官の言ふことと違ふじやないか、食管長官がさう言つておるじや

ないかとおつしやるから、二人の意見が出た場合は大臣の言うことを御信用したかなければなりません、こう申し上げたのでございまして、しかも長官がどこでどういふことを言うたか知りませんが、私は長官その他の役人とは常に事務の打ち合わせはいたしておられます。従って区役所から二つの話が出るというふうに考えておられませんから、そう申し上げたのでございまして、たまたま私の言うことと反する話を、こゝろいふことを言っておるじゃないかというところをおつしやいましたから、そう申し上げたのでございまして、決してそういふような二つの意見が発表されるというふうなことに考えておりません。

○石田(審)委員 その点は、経過から見てそうではないのでありまして、特にこの点は、あまり前のことは申し上げませんけれども、とにかく別に二つの意見が出て、大臣の意見と長官の意見が食い違つておるといふことではなかつたわけです。ですから今答弁されたようなことではあるけれども、個々の問題についてはそれはそれでよろしい。けれども、そのあとにもあるのです。「私は、いやしくも一國の大臣として責任を持つて発表したことにつきました」という言つてゐる。それはそれでよろしい。しかしどうも私は、昨年就任以来の大臣の言動を見ておられますと、いろいろの問題について、一例をあげれば食糧制度、あるいは米作の作付転換の問題、あるいは中央卸売市場の問題、砂糖政策の問題、あるいは豚肉の学校給食の問題、旧地主補償の問題、あるいは肥料二法廃止の問題というように、

ずいぶん景気のいいことをぼんぼん打ち出されるけれども、ほとんど始末がついていない。そうして、われわれは法案の審議にあつたので、長官や局長といふいろいろな議論をいたしまして、結局はわれわれは、これは——実は全部読んでみなければはつきりせぬのですけれども、とにかく、一言にいえば、長官や局長の言うことは問題にならぬ、そういふふうな受け取れる言動なんですよ。そうすると、われわれが大臣のいないところで法案の審議をして、意味がない。ですから、いやしくも法案の審議にあつたのは、やはり局長なり長官なりが全責任を持つて答弁をし、その答弁に対しては大臣は責任を負わなければならぬ。その点が明らかでなければ、私どもは審議に應ずるわけにいかぬのです。従つて局長や長官を中心にして審議をいたしても、ここでどうしてはつきりした答弁を得られない問題がたつきりあるわけです。それがために、審議を進めるにあつたのはどうして大臣の出席を求めなければならぬという事態が起つてくる。ところが最近の大臣の態度は、これは私の顔も三度といひますから、ときには虫のいどころの悪いこともございまして、いろいろの悪いところをいふものに対して、虫のいどころが、法案の上げようがないといふことですね。さつき私が申し上げたように、局長や長官が発言したことに対しては、

てはやはり大臣が責任を負うということとを確約をし、その上に立つて法案の審議に臨まなければならぬと私どもは考えております。その点を明らかにしておいていただきたい。

○河野国務大臣 お示しの通りに、委員会におきまして、政府の態度——局長その他政府委員もしくは説明員が御説明申し上げましたことにつきました。私にかわつて御説明申し上げておるのでございまして、その責任は一切私が負うこととをここに明らかにいたします。と同時に、私が直接御答弁申し上げなければならぬ問題がありますれば、いつでも出席して御答弁申し上げます。これもお約束いたします。ただし、今お話がございましたが、先日は、たまたま出席いたしましたらば、別の問題を二回お尋ねでございまして、どうも話が違つていまいか——これは私のわがままであつたかもしれませんが、二回が二回とも、法案を上げるんだから、その法案に対して質問があるから出てこい、こゝろいふこととございまして、出てきてみたら話が違つたので、少し私わがまま申しましたことは、はなはだ遺憾でございませぬ。この点はあらためておわびを申し上げます。どうか一つ御協力賜わらんことをお願い申し上げます。御了解願ひたいと思ひます。

○野原委員長 畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。湯山勇君。

中にありましたから、その問題からまずお伺ひしたいと思ひます。それは豚肉の買上げ価格の決定についてでございます。経緯を申し上げますと、二日の当委員会におきまして、私が保坂説明員に、豚肉の買上げ価格については若干の地域差を設けるという情報であるけれども、はたしてそのなかどおりかということをお尋ねいたしましたところが、保坂説明員からは、ただいまのところは若干の地域差を設ける予定であるという御答弁がございました。そこで私はこの法律の趣旨から考えても——この法律の趣旨というのは、そのときそのときに適切な価格で買上げることよりも、年度当初に価格を決定しておくということ、ある意味では価格を安定させるという政策的な意味を含んでおられるわけですから、それを實際に合わせるということだけで、しかも時期的なズレを無視して年度当初に地域差のあるものを決定するということは、別な意味で問題が起る。従つて、このことについては再検討をお願いしたい。そういうことを保坂説明員にもお願い申し、大臣に対して、ただいまのような答弁であるけれども、ぜひ一つ農林大臣においでも再検討をお願い申し上げたいというのを申し上げたところ、そのとき大臣の御答弁は、「御指摘の通り、私といたしましては地域差を設ける意思はございません。大蔵側において地域差の点をなかなかなかやましく言うようではございませんけれども、これは何とか御指摘のようにより地域差を設けぬという立場で最終的に決定したい」と考えておられます。こゝろいふ御答弁をいただきました。

た。これはそのときいきなりそういうことをお尋ねしたのではなくて、大臣のそばで説明員からそういう理由をあげての説明がありましたのに対して、私もまた理由をあげてそういうことは再検討してほしいということを申し上げたわけ、大臣からそういう御答弁をいただいたので、実は安心をいたしておりました。ところが三十六年度の価格決定にあつても地域差がついておりましたけれども、三十六年度の暫定価格であつて、三十七年度については抜本的に検討するんだという当時の大臣の御答弁もございました。三十七年度の決定にあつたのはそれらの点は当然是正されるものだという信頼をかけておつたわけでございます。ところが先日発表になりました内容を見てみますと、福岡と広島の間、地域差はなくなつておりますけれども、やはり大阪、福岡の間、あるいは大阪、広島間の地域差が残つてゐる。それから皮はぎの買上げ価格と湯はぎの買上げ価格との開きというものは必ずしも納得のできるものではない。当初申し上げましたようにただ実勢に合わせるというところへ趣旨があるわけ、今おきめになつた価格が必ずしも年間を通じて適切な価格であるとは、大臣もお考えになつておられないと思ひます。どこかにそういうギャップはあるわけ、それを地域だけのギャップは実勢に合わせるいは合わせようとするような価格をおきめになる、そして時期的なものは無視して、こゝろいふことになつて、私が申し上げたのは、この際そういう小さな問題をふつ切つて、やはり畜産物の価格安定とい

は、畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。湯山勇君。

○湯山委員 最初から大へん失礼でございますけれども、今、石田委員の発言に關連した問題が私の先般の質問の

る原則に立つてぜひ一本におきめを願いたい。ただ皮はぎと湯はぎの差は当然あることですから、それまで一つにしてほしいというのじゃございませんでした。そのときの大臣の御答弁は、非常に行き届いた、しかも明確な御答弁でございましたのに、実際はそうならない。このことについては今の石田委員の質問とも、内容において性質において、若干つながっているところがあると思えますので、最初に大へん失礼かと思えますけれども、この点からお伺いしたいと思えます。

○河野国務大臣 地域差の点は非常にむずかしい問題でございまして、だんだん研究もいたしておりますが、一長一短あると思えます。一般農産物——いやしくも政府が支持価格を設けて行ないます農産物につきましては、地域差を撤去することは理想だろうと思えますが、長年の慣行等もございまして、一時に全部地域差をなくするがいろいろ悪いかというところが、いろいろ議論がございまして、なかなか最終的にこれでということに踏み切りかねておるのが現状でございまして、なおよく今後勉強いたしまして、将来の方向は方向といたしまして、三十七年度の価格の決定にあたりまして、今一応決定いたしました、これが年間を通じての価格であるかないか、むろん将来また考え直さなければならぬ点が起きてくるかもしれない。何分こういうむずかしい問題と取り組まして、初年度のごとでございまして、いろいろな問題が次々に起こって参ることはやむを得ぬことじゃなからうかと私は思います。順次勉強し、積み上げていくうちに、将来この程度ならがまんが

できるというものができ上がるんじゃないかならうかと思っております。御注意の点はせつかくよく調査、勉強いたして、御期待に沿うことの早からんように努力いたす所存でございまして。

○湯山委員 私も大臣の御答弁のように、従来の行きがかり等があることはよく存じております。しかしそういものにかかずにあつたのでは、いろいろ大臣の方がよくおわかりの通り、今の畜産物価格の安定ということを得られない。そこで河野大臣だからこそこういうのはつきりした御答弁もいただけたし、また大臣だからこういうことも実行に移していただけたらという非常に大きな期待を持ってあつたわけですが、それが今のようにならば、後退した御答弁だと、むしろ、私は、また新しい議論をする必要があるんじゃないかならうかという感じも持つわけでございます。ただ大臣のたゞいまの御答弁を非常に善意に解釈して参ります。

○河野国務大臣 よろしゅうございまして、その通り努力いたします。

○湯山委員 その問題は大臣の御答弁を承りました。これは積極的に今お答えいたしました、以前にお答えいただいた方向へ持つていっていただきたいと思えます。

○河野国務大臣 よろしゅうございまして、その通り努力いたします。

○湯山委員 その時期でございまして、大臣としてただばく然としようか。どこかに何かのめどをお持ちになつておられるのでございませうか。

○河野国務大臣 現にきめました二百五十円という価格、その基準価格が一体これで年間を通じてよろしいか悪いか。御承知の通り従来春価格といひますか、春の値と秋の値と違つておつた。それを一体どういふふうに将来考へていくかというふうな問題も当然起こつてくるわけでありまして。秋になりまして、今の二百五十円という価格で一体いいのか悪いか、二百五十円に秋になつてもそのままといいうことになれば、おそらくそこに問題が起こつてくると思つて、それをどういふふうに調整して参るか、またはどういふふうに新しい年間を通じての底値だけ押せばいいというふうに自然のうちにうまくいくかどうか。初年度でございまして、当然いろいろなケースが出てくると思つて、従つて引き続き研究はこれらの問題について続けさせまして、そうしてしかるべき案ができましたら、そこで考慮するということにいたしましたと思えます。

○湯山委員 その問題は大臣の御答弁を承りました。これは積極的に今お答えいたしました、以前にお答えいただいた方向へ持つていっていただきたいと思えます。

○河野国務大臣 よろしゅうございまして、その通り努力いたします。

自殺をしたというふうなことで起こつておりますが、大臣は御存じでしようか。あるいは政府委員の方でどなたかそういうことをお聞きになつておられますか。

○河野国務大臣 地方の新聞に、豚のコレラが千円で何頭というふうな見出しがあつたという話は聞きませんが、今のお話はまだ聞いておりません。

○湯山委員 熊本県本渡市左伊津町の豚の多頭飼育農家の主人吉田又義という五十七才の人が、豚の値下がりを苦にして自殺、これが二月の十四日の午前九時十分に見殺されております。前日の十三日に子豚のせり市がありまして、十一頭出荷いたしました。今大臣のおっしゃつたように、一頭が大体千円ぐらいにしか売れないで、その借金等もあつたので、それを苦にして悲観したもので、こういうことが熊本日報に出ております。

○河野国務大臣 かねて申し上げます通り、いろいろ計算の仕方もあると思つて、いろいろ私の狭い範囲でございまして、むろん私の狭い範囲でございまして、近頃の農家もしくはこれらの指導的立場にある畜産会の速中に聞きますと、まあまあという相場じゃないでしようか、やはり消費の関係もありませんから、さしあつてこのところのところがいいところじゃないでしようかというのを言つておることから二百五十円というふうに一応きめて、今後の趨勢を待つて勉強して参る

というところが適当じゃないかという考へておるわけでありまして、再生産費を補償する考え方というものは、少なくとも生産費を大體においふと、再生産費を補償する考え方が、大臣がどういふところですか。どういふふうにお聞きになられたのかは別として、審議会等も、これならばまず再生産費を補償する、そういうことに合つた致がございまして、どういふ御答弁か。

○河野国務大臣 審議会の中にもいろいろ意見がございまして、多数意見として、一応この辺のところを勘案しておられるように私考するわけでありまして。

○湯山委員 農林大臣ですから、畜産農家の立場を十分御配慮願つて、御答弁があつたのだらうと思つて、再生産費を補償するに足る価格であるというふうには、農林大臣はお考えでございませうか。

○河野国務大臣 どういふことを言つておられるのかわかりませんが、私がおつき合ひし、私が意見を聞く人は、大部分が生産代表もしくは生産組合の代表者の方の意見でございまして。

○湯山委員 その重ねてお尋ねしたい点は、審議会に大臣から諮問がなされております。その諮問が、先般芳賀委員からの御質問もありましたけれども

も、一体価格を諮問なさったのか、あるいは方式を諮問なさったのか、その点が不明瞭で、大臣のところへ局長も相談に行ったはずでございませうけれども、大臣は一体どちらを御諮問になられたのでしよ。

○河野國務大臣 私、最初のことでもありません、まず再生産を補償するに足る価格を算出する基盤はいろいろとところに置くべきかということに一番重点を置いて意見を聞いた、こういうふうに思っております。

○湯山委員 この諮問で見ますと、ずいぶん法律と違つた諮問がなされていくように私は読まざるを得ないわけですからけれども、これからあとの質問は法律の内容に入りませうから、事務当局からお答えをいただいて、その締めくくりを大臣にお尋ねいたしたいと思います。

まず安定価格に三つの種類がある、これは第三条によつて、その三つの種類は一体どういふ区別があるのか、そこから伺つておかないと出て参りませんで、安定基準価格、安定下位価格、安定上位価格、その三つの価格の間にはどういふ区別があるか、お伺いいたしたいと思います。

○森(茂)政府委員 指定食肉につきましては安定基準価格と安定上位価格、乳製品につきましては安定下位価格と安定上位価格、お話の通り、安定上位価格と安定下位価格と安定基準価格の三つあるわけでありませう。第三条の第四の規定によりまして、原料乳または指定食肉につきましては、安定価格は「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし」ということで、指定乳製品につきましては、生産条件、需

給事情その他の経済事情を考慮して定めるというふうなことで、そこに法文の字句からいきまして、原料乳、指定食肉につきましては、特に「これらの再生産を確保することを旨とし」ということで、安定価格の決定につきましては、そういう意味合いにおきまして、乳製品の安定価格に関する定め方につきましてその程度違つてはいるわけでありませう。そういう点で違つてはいるわけでありませう。

○湯山委員 今の三つの価格の違いですね、今の局長の御答弁でははつきりいたさないわけですが、安定基準価格といふものはどういふものが対象で、それをきめるのはどういふ態度できめるのだ、安定下位価格といふものはどういふものが対象で、それを決定するのはどういふことを考慮してきめる、安定上位価格といふものはどういふものが対象で、それをきめる場合にはいかなる配慮をもつてきめる、そういうことを区別して三通りお答え願ひたいと思つておられます。

○森(茂)政府委員 安定基準価格は原料乳または指定食肉について規定されておる価格の上位に対する下の値の問題であります。これにつきましてはその生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮することといたしてございませう。特に「これらの再生産を確保することを旨とし」ということを明文文化いたしてございませう。その意味におきまして第二の指定乳製品の下の値価格、すなわち法文上の下位価格という条項につきましては、「再生産を確保することを旨とし」という字句がついてございませうので、その意味におきまして特に原料乳または指定食肉の安定価格決定に

つきましてはそれだけ重点といひませうか、再生産という点につきまして明文がある以上、そういう点を十分考慮するといふことでございませう。

○湯山委員 今の局長の御答弁をもう一度申してみますと、安定基準価格といふのは、第三条第四項にありませうに「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし」と決定される、これが安定基準価格である。安定下位価格の場合には、「再生産を確保することを旨とし」といふ条項が抜けていゝる、こういうことでよろしゅうございませうか。

○森(茂)政府委員 乳製品についてはそういう条項がありませんので、特にその点を考えるといふことではないわけでありませう。

○湯山委員 もう一度今の点を明確にしておきたいと思ひます。安定基準価格といふのは、条文にはそう書いてないけれども、第三条第四項を前後のつながりから読みかえて参ると、「生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、再生産を確保することを旨とし」と決定する。それに該当するものが原料乳及び指定食肉であつて、それに対して安定基準価格が今のような配慮のもとにきめられる。それから乳製品については、そういう条件は除かれて、安定下位価格といふのできめられる。ただいまの答弁はそういうことでございませうか。

○森(茂)政府委員 畜産物価格安定法第三条第四項の解釈の問題でございませう。今、湯山委員のおっしゃいました原料乳または指定食肉の安定基準価格については、法文には書いてないわけ

でございませう。安定価格については、原料乳または指定食肉の關係につきまして「これらの再生産を確保する」といふことが書いてあるわけでありませう。従ひましてこの全体の文句からいひますと、安定価格全部についてこれらの条項が適用されると私もは考えられておられます。ただし価格算定方式のいろいろの御研究を価格審議会に願つておられますが、それらの点についてどういふ方法がいろいろ再生産を確保することを旨とする場合に一番ベターな方法であるかといふことで、御論議がずいぶんあつたわけでありませう。ここで

は、安定基準価格のみでなく、生産者は上位価格についても獲得する権利がある。最悪の場合には安定基準価格で確保され、さらに上位価格等についてもそこまでとれるといふ解釈も、全体的に安定価格だといふことで出てくるわけでありませう。そういう意味におきましては、米麦その他の農産物等について一本の価格で抑えてしまふ、こういう一本価格の買入れ価格でない關係から、第四項については安定価格全体について相当幅のある規定を書いてあるわけでありませう。その意味におきまして湯山委員御指摘の安定基準価格だけでは、再生産を確保することと解釈していかどうか、価格審議会では、どういふ方法で安定価格全体についてどういふ条項を最も忠実にかつ有効的に、法の目的に照らして解釈していくか、あるいは算定方式を作つていくか、いろいろ論議のあつたところでありませう。

○野原委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○野原委員長 速記を始めて。

○湯山委員 保坂参事官、今まで局長の御答弁になつたことはその通りでございませう。

○保坂説明員 その通りでございませう。

○湯山委員 それじゃ安定下位価格には「再生産を確保することを旨とし」といふその条項は適用されない、そういうことでございませうか。

○保坂説明員 御指摘の点は法文にございませうに、第三条の四項で指定乳製品について書いてございませう通りでございませう、安定下位価格がございませうは指定乳製品でございませうか、その通りであると思ひます。

○湯山委員 そうすると、今の局長の答弁では、安定基準価格、安定上位価格、両方について再生産を確保することを旨とするといふことは適用されるのであつて、基準価格だけじゃなく、安定上位価格についてもそのことは考慮されなければならぬ、こういうことでございませうけれども、これは理屈であつて、安定上位価格が安定基準価格を下回るというふうなことは常識的に考えられないことではしよ。

下にある基準価格が再生産を確保する、そういうことと条件を満たした場合には、安定上位価格がそれを満たしているかどうかというふうなことを検討する必要がどこにあるのでしよ。

○保坂説明員 局長が申し上げました趣旨は、第四項にございませうに、安定価格は、原料乳、指定食肉につきまして生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して再生産を確保することを旨とするように定めるとい

場合に、安定価格ということにつきま
しては、基準価格、上位価格を含めま
して一定の幅を持っておきますので、
そういう幅の中で全体として再生産を
確保するというに努めるべきであ
るといふに言われたと解釈をいた
しているわけでありませぬ。そういう意
味で、安定上位価格も含めましてとい
う意味であったと思ひます。御指摘の
ように安定基準価格より下回って安定
上位価格が定められるというようなこ
とは当然ないわけでございます。前段
に申しましたような趣旨と解釈して
います。

○湯山委員 そろすると安定基準価格
も当然再生産を確保することを旨とし
てきめられるものである。これは間違
いありません。

○保坂説明員 安定上位価格から安定
基準価格まで一定の幅がある制度に相
なっているわけでございます。そのい
う意味におきまして、その幅の中に安
定させることを旨として畜産の生産の
伸展をはかっているわけでありませ
ぬ。そういう意味で、安定基準価格を
も含めまして再生産を確保するように
配慮する必要があるというふうに考
えているわけでございます。

○湯山委員 答弁が長過ぎるのです。
そうなら、私はそういうつもりで
聞いておりますから、そういうふうに
お答え願ひたいと思ひます。

安定基準価格は再生産を確保するこ
とを旨として決定される価格である。
違ふかどうかです。

○保坂説明員 安定基準価格そのもの
単独で再生産を確保するということ
は、できるだけそういうことを理想と

いたしますけれども、需給事情その他
も勘案しまして、全体の幅の中でその
いう趣旨を達成していくことが適当で
あるというふうに考へているわけ
です。

○湯山委員 そういうことはどこから
出る解釈ですか。そういう解釈はこの
法律から出てこないはずで、局長が
答えたのも、指定食肉それから原料乳
については安定基準価格と安定上位
価格、この二つが安定価格である。そ
してその二つの価格ともに再生産を確
保することを旨として決定しなければ
ならないのであるから、基準価格も上
位価格も、幅はあるけれども、ともに
その条件を満たさなければならぬもの
と考へる、こう言われたから、それに
間違ひありませんか、こういうこと
で、どうも御答弁がはつきりしないか
ら、最後には基準価格はどうですかと
いう質問をしたわけで、もしそうでな
くて、基準価格というのはいはそ
うではないかもしれないけれども、そ
ういうことをできるだけ努力する価格
である、こういうことになれば法律の
精神と違つてくるのじゃございませ
んか。

○保坂説明員 局長が申された趣旨の
ように再生産を確保することは安定基
準価格をも含めましてお尋ねになつた
通りであると思ひます。

○湯山委員 そこで大臣にお尋ねいた
したいのは、大臣の諮問は法律違反
じゃないでしょうか。あるいは法律を
ことさらに曲げようとしておられるの
ではないか。というのは、御諮問の中
にこういうことが書いてあるのです。
御諮問になつた中の別記の1に「原料
乳または指定食肉の安定価格について

は、その安定基準価格と安定上位価格
(原料乳にあつては、安定上位価格に
準じて考へられるべき価格)とに
よつて構成される価格帯の中心とな
るべき価格について、安定帯の中心
となる価格、これは下は基準価格、上
が上位価格、そのどこかの中間になる
中心となる価格について、その生産条
件および需給事情その他の経済事情を
考慮し、これらの再生産を確保するこ
とを旨として算定してはどうか。」つ
まり中心になる価格を基準価格と同じ
算方式にしてはどうかという諮問を大
臣はしておられるのです。というの
は、法律によつて今明らかになつたよ
うに、基準価格がすでにこういう条件
を満たすべきだといふことがきめられ
ておるにもかかわらず、それを法律に
よつてきめられたことを一応無視して
たな上げして、そして大臣は別個
に、この諮問によればそれらと離れた
中心となる価格を、法律でいわれてお
る基準価格に該当する今のような再生
産を確保することを旨とした価格でき
めたらどうか、こういう諮問をしてお
られるのです。これは故意に法律を曲
げてそういうふうにされるのか、ある
いは間違つてそういうされたのか、これは
非常に重要な問題でございますから、
一つ明確な御答弁を願ひたいと思ひわ
けです。

○河野国務大臣 御承知のように、こ
れら畜産物につきましては、それぞれ
生産条件が非常に違います。たとえば
原料乳にしても、乳価が全国各地
各様非常に異なつております。従つて
どの程度のところをとるかということ
につきましては、いろいろな見方があ
るわけでありませぬ。湯山さんのおつ

しやるように下位価格をどのようにと
るかということも一つのとり方、法律
に示してあります通りとするべきじや
ないか、確かにその考え方もあると思
ひます。しかし、今申し上げますよ
うに、どの辺のところを線を引きにい
たならば全体の豚の値段がこれならよ
ろしいということになるか、また将来
の奨励上から申ししても、どのよう
にこれを置いていくことがいいかとい
うことがいろいろあるわけございま
す。そういう意味において委員会のあ
らゆる御意見を拝聴いたしたいとい
うわけにございませぬ。

○湯山委員 御答弁ではわからないの
は、今大臣がこういう書き方をしたと
いうその中心になる価格というのは、
実は法律的には安定基準価格と同じ表
現のしてある価格です。もし審議会な
りあるいは農林省において中心とな
るべき価格の算定ができるならば、見
込みがつくならば、法律によればそ
れと同じ条件にあるものが安定基準
価格ですから、それも当然出てくるわけ
です。ただそれをどういうふうにか
するかは、これは農林大臣のお計ら
いでしよ。しかし法律を無視したそ
ういふ答申を審議会に出して、新たにそ
のものに法律にない名前をつける、こ
れは法律を曲げたやり方ではないで
しよか。

○河野国務大臣 今私がお答えしたこ
とで、とにかくこの法律を忠実に実行
するということにいたしましたも、何
さま生産条件が違いますし、現に違
つた価格が全国に高値から安値まであ
るわけにございませぬ。そのどの辺のこ
ろでこの線に合わせるかといふこと

は、どの辺がはたしてよろしいかとい
うことに私は問題があると思ひのであ
ります。従つてまずその中心になるべ
きものを一応どういふふうに考へたら
いいかといふことを伺つて、そして
この法律でいくならばそれはどの辺の
ところにあるだろうかといふことを考
えていくということにございませぬか
と思ひます。

○湯山委員 大臣の御答弁と、聞いて
おることとは若干違つております。大
臣のは、諮問があつてそれについて大
臣がどう判断するかといふときの判断
は大臣のおつしやる通りでいいと思
ひます。ここで諮問されておるのは、
安定基準価格でもなければ上位価格で
もない。中心になる価格、これも大臣
の言われる通りならいいと思ひます。
その中心になる価格というのは、いろ
いろなことを勘案して大体どのあたり
にまん中の線を引いたらいいという諮
問にはありません。その線は、この諮
問によれば、安定基準価格と同じ条件
の諮問をしておられるわけです。つま
り諮問して出てきたものといふもの
は、かりに中心になる価格が出たとす
れば、それは安定基準価格と同じ条件
のものが出てきておる。そして二百
五十円なら二百五十円といふものが
出てくれば、中心になる価格が二百五
十円だといふ、かりに答申があつたとす
れば、その中心になる価格を決定する
条件は安定基準価格と同じなんです。
二百五十円が出たら、それが実は中心
になる価格であるのと同じに、同時に
基準価格が出ておるわけです。条件づ
けがそろつておるわけです。そこで
今のように、中心になる価格といふよ
うなものを、それらの中間帯のどこか

に引くというようなことは法律を曲げたことになるのじゃないか。安定基準価格以外に同じ性格の中心価格というものを諮問しておるわけですから、それは法律違反ではないかということをお尋ねしておるわけですか。

○保坂説明員 審議会におきましても、いろいろと御意見のあったところでありましたけれども、法律の四項では「安定価格」という表現になっておりまして、それが一定の幅を持つておることは前述の通りであります。先般の国会におきます御改正の際に、安定基準価格とありました豚肉並びに原料乳の字句につきましては、基準価格という御修正がなされたわけでありまして、その結果におきましても、安定価格には一応幅がございまして、一応その算定の考え方をいたしまして、中心的方法を考えたかどうかという考え方については御意見を伺ったわけでございます。その辺がどの辺の関係になることが全体の安定帯の中をどういふ幅に持つていくかということについてもいろいろと御意見が審議会でもあろうかということも御諮問を申し上げたわけでありまして、一応幅がございまして、安定基準価格そのものだけで再生産を確保するというのが将来の理想であるかもしれませんけれども、現実なる生産の近代化、合理化が進展して参りますので、それら諸般の要素を考慮しまして、幅の中の上下、基準価格と申しましても、幅を考慮すれば下の価格でございますから、その点を算定するやり方としてお考えを諮問いたしましたわけでございます。

○湯山委員 今のような御答弁ではどうもはつきりしないのです。大臣、お聞きになっておわかりになりますか。今の答弁はわからないでしよう。安定基準価格も再生産を確保することを旨としてきめる額である。それと上位価格との間に中心価格をきめるというのと、これは悪いとはだれも言っていないのです。けつこうです。その中心価格というものは、基準価格とは性格の違つたものでなければなりません。それでしよう。ところが、この諮問では、性格の違つたものを中心にする価格に基準価格と同じ条件をつけている。それでは今の中心になる価格と基準価格というものは区別がつかないじゃないか。しかも今の説明では、さらに中心価格は再生産を確保するけれども、基準価格は再生産を補償することか理想であるけれどもなかなかそうはいかない、こういふことになってくると、全くこれは法律の趣旨を無視したことになるわけですか。法律違反になるわけですか。そうじゃございませぬか。

○河野国務大臣 先ほど私がお答え申し上げました通り、これが長年積み上げられており、はつきりした統計もありません、目標が明確になっておりまして、法の示す通りにすばつと割り切っていくことができる。しかし何分にも基礎にすべき統計につきましては不備があり、また価格につきましても全国非常に各様である、また現実に再生産を補償すると申しましたも、米麦等と違ひまして、非常にまちまちである。条件が違つたりするやうなことでございまして、行く行くは今法の示す通りで、行政が正しくやれるときがくるこ

とをすみやかにしなければならぬのをごさいますけれども、さしあたりそういうふうにしたらば一体どうなるかという現実と、この法律との間にまだ多小のギャップがある。これは先ほど湯山さんから、地域差をなくす、それはなくすのは理想でございましてけれども、しからば現実はどうでございましょうか。そこに多少の経過が入り用じゃないでしようかということをお尋ねして、上げたやうなわけでございます。

従つてこの諮問にいたしましたも、法に書いてあるところを忠実に守る責任は、私は強く自覚いたしております。しかし、現実に法を運用いたしまする場合におきまして、たとえばこの程度までの生産費は確保しておることとございまして、それがおのずから出てくるかと思つてございまして、再生産を確保すると申しましても、一番高い再生産を確保する値段というやうなことになるいたしましたら大へんな相場になりますというところで、程度ということになります。そういう意味からして、再生産を確保するということの場合に、どの辺までをとつたらよろしいだろうかという行政上の一つの方法としてこの処置をとつたということであると思つて

す。ところが今度はこれに中心価格というのを新たにこの諮問ではお作りになつて、その中心価格というものは、くつをはくところだと、こう書いてあるのです。そのくつをはくところが中心価格でそれが出るのなら、同じくつをはく基準価格が出るはずじゃないか、こういふことを今お尋ねしておるわけです、たとえていえばこれにはその通り書いてあるのです。それで一体いいの

○河野国務大臣 私は行政を担当いたします場合にございまして、全国の事情は御承知の通りの事情でございます。従つて、これを今湯山さんのお示しになりましたやうなことに御諮問申し上げましたときに、一体どこをどの程度というのになつて参ります。その程度は生産費を補償するかどうかということになってくるかと私は思つてございまして、従つてまず中腹を得た点で考へて、そうして判断をしてやつていくという方向でいくことが、当分の間は私は行政上間違ひのない仕方ではなからうかと思つてございまして、おっしゃることはよくわかります。よくわかりませんが、問題はどこに線を引くかという問題になつて、線を引く場所がわかつておれば、この線を引く値段は幾らにしたらいいか、どうして計算したらいいかということが出ると思つて

いうことをきめますれば、そこで上位、下位の値幅は幾らということが大体ありますから、そこで下値が大体いくところになつていくやうなあんばいで行政をやつていくことが正しいのじゃないかという考え方があります。

○湯山委員 ちよつと違つたのです。大へんくどいようですけれども、非常に大事なところですから、なおお尋ねしたいのですが、書いてあることは大臣の言われるやうなことではないのです。ごらんいただいたらわかります。今のように、中心になる価格はバンドを縮めるところだとか、あるいはズボンをはくところだとか、あるいはネクタイを縮めるところだとか、それならいいのです。そういうことなら、それは幅もあるし動くこともわかりません。しかし、はつきりくつをはくところ、つまり安定基準価格と同じ条件のものを中心にする価格だ、こう書いてあるからそこに問題がある、大臣おわかりでしようか。だから大臣の言われるやうに、バンドのところとかネクタイのところ、それならそれでけっこうです。それなら私は何もういふものを設定したのですから、それなら法律違反でもございませぬ。問題は、そのバンドになるかネクタイになるかわからないところへくつをはかすか書いてあるから問題だ、こう言つておるのです。ここでははつきりくつをはかすというのがわかるなら、そこは実は法律でははつきり安定基準価格と書いてあるところなんだから、もうくつをはくところかきまれば安定基準価格がきまるのではないか。それをことさらにそ

うしておるのは法律違反でしょう、こ
う言っておるわけです。

○河野国務大臣 この問題は第四項の
安定価格というものの読みじゃないの
でしょうか。

○湯山委員 中心価格の定義づけで
す。

○河野国務大臣 ですから、この第四
項に書いてある安定価格というものを
どういふふうに読んでいくかというこ
とじゃないのでしょうか。

○湯山委員 それは意見の一致を見た
わけです。局長と今話し合つて、参事
官も入れて、一致したからそこへ進展
した。元へ返つたらまた同じことを繰
り返すようになる。

○河野国務大臣 そこで政府の方とし
ましては、この安定価格というものに
幅があるのだという法の解釈をしてお
るのでございます。

○湯山委員 そんなことを法律のどこ
にも書いてありません。きめなければ
ならない価格は、そんな帯じゃないの
ですよ。三つしかないのです。安定基
準価格、安定上位価格、安定下位價
格、これ以外のものはきめる必要はあ
りません。そういうものをきめたら、
これまた法律違反です。

○保坂説明員 大臣が申されましたよ
うに、安定価格の読み方についていろ
いろ御意見が分かれておられると思
います。先ほど局長が申されました
も、基準価格も上位価格も含めて両方とも
がという言葉が必ずしも十分尽くして
いなかったのかもしれないが、その
幅の中で安定をさせて再生産を確保す
ることを旨として考へるということ
が、やはり法律を読む場合に適当であ
らうというふうに考へておるわけ

あります。従いまして、その中に中心
がどの辺であるかという問題はいろい
ろあると思いますが、想定をいたしま
して、その上になる価格、下になる價
格、そういう幅の中で安定をさせてい
くというふうに考へまして、中心とな
るべき価格を法定をいたしましたわけ
で、御指摘のように諮問しお答えを得
て決定をいたしました価格は、上位価格
なり下位価格なりあるいは原料として
輸入した食肉につきましては基準価格
でございます。

○湯山委員 それは私の聞いたことの
答弁になっていない。先ほどの御答弁
が間違つておつたから、きめなければ
ならないのは三つだけじゃないかとい
うことを申し上げたわけ、その問題
はいろいろな解釈ができると思うので
す。おそらく大臣は今のような政治的
配慮からまん中ごろになるのをきめ
て、こゝやられたらどうかと言われた
のを、そのまん中へ今のようなくつを
はかしてしまつて動きがとれないよう
なことになつたとも考へられるし、そ
の辺の一貫性がないと思うのです。そ
ういふことを私がなぜこゝいうときに
取り上げるかという、中心価格とい
うものよりも基準価格は下回るとい
うのが今のお話の中で出てくる大體の性
格です。そうすると、同じくつをはく
ところのものと下へ今度はもう一つく
つをはく安定基準価格というものがで
きてくる、こゝいうことになるわけ
でしょう、今の御答弁から言へば、そ
うじゃありませんか。

○河野国務大臣 安定価格というの
は、上下の幅の中に安定
させる、これを総合した価格、十円か
ら二十円までの間を安定価格という
うに考へ方をしておるわけなんです。
○湯山委員 そう言われると違つた
す。大臣が答申なり何なりを聞いてお
きめになるときに自分の頭の中へそ
ういふ幅をお作りになるのはけつこ
うです。そうじゃないのです。きめな
ければならないのは一番上と一番下
です。安定価格には幅なんかいいで
す。間は要らないのです。間をきめる
などということはないのです。

○河野国務大臣 上位価格と下位価格
の間を安定価格といつておるのです。

○湯山委員 間はないのです。

○保坂説明員 御指摘は多少ニュア
ンスが異なつておりますが、私も、
安定価格が再生産を確保する、指定乳
製品等については、それは安定価格で
はございません、書いてござい
ません。先ほど来御指摘をございま
すけれども、安定基準価格と安定上位
価格の両者を総合して検討する場合に
これが再生産を確保するという値段に
おのずから幅が出て参るわけであり
ます。その中で自由流通を認めておる
わけでございますから、その自由流通の
結果として再生産が確保できるとい
ふふうに――従来は非常な幅がありま
して極端に不安定になつた場合がある
わけでありまして、だんだんそれを縮
めて参りまして、価格を安定させるこ
とによつて再生産が円滑に確保できる
ようにしていくことがまず第一段階の
ねらいであると思つて、将来生産も
非常に近代化して、生産の条件等も高
度化して参りまして、先生の御指摘の
よるな方向に持つていくことは理想であ
ると思つて、現在の段階としてはそ

ういふふうに考へておるわけでありま
す。

○野原委員長 暫時休憩いたします。
午後三時十六分休憩

午後三時三十二分開議
休憩前に引き続き会議
を開きます。

○野原委員長 先般、畜産物価格安定法に
関する安定基準価格あるいは下位価格、上位
価格等に対する解釈について、いろ
ろと明快を欠く点がございました。前
の国会でこの法案の審議の際に、実
は本委員会において字句を修正した点
があつたわけでありまして、その当時
修正案を提案された芳賀委員がおられ
ますので、この際その解釈について一
つ御意見を承りたいと思つて、芳賀
委員。

○芳賀委員 せっかくの御指名であり
ますから意見を申し上げますと思つ
ます。この畜産物価格安定法の問題点
は第三各条各項に關する問題です
が、この点は政府原案を当委員会にお
いて各党一致の修正案によつて修正し
た点であります。私も修正した国会
の側から見ると、政府におかれまして
は修正以前の政府案にまだ固執して
おられて、見解がそこから出発して
おるので、現在成立して実施してお
る法律の運用の上に大きな誤謬がある
んじゃないかというふうに判断される
わけでありまして、
そもそも政府原案の場合には、原料
乳及び指定食肉、指定乳製品のそれぞ
れの場合に安定価格をいたしまして上位

価格並びに下位価格を設定するとい
うことであつたわけでありまして、こ
点につきましては法律にも明記されて
おります通り、原料乳については上位
価格、下位価格のいわゆる安定基準
格的な思想を是正しまして、安定基準
価格一本の価格に修正されておるわけ
でありますからして、原料乳につきま
してはいわゆる価格帯というものは法
律上ないわけでありまして、ただ問題
は、原料乳の安定基準価格を定める場合
の要素として、算定の基準というもの
をどういふ形によつて求めるかとい
うことは、算定の作業上の問題であ
つて、法律上の解釈からいふと、原料
乳につきましては、安定基準格的な意
味はなく、單純に安定基準価格一本
というふうになつておるわけであり
ます。

次に、指定食肉の場合には、政府原
案は上位価格並びに下位価格であり
ましたが、この点についても、実は生
産者の立場を保護するためにはやはり
安定基準価格一本が当然であるとい
うような主張もありました。これを調
整しまして、下位価格については、こ
れが発動された場合には生産者の立
場から見ると不利益な価格になるの
ではないかということも憂慮されました
ので、下位価格というものを取り下
げて、いわゆる安定価格帯から見れば
中心をなす価格というものを基準價
格に置きかえて、上位価格だけはこれ
を残すということで、指定食肉につ
いては安定基準価格並びに上位価格とい
ふふうに修正されたわけでありま
す。従つて下位価格というものが中心
以下になつたという理解で妥協だ
と思つておるわけでありまして、

第三の指定乳製品につきましては、これは政府原案がそのまま残っており、ますので、いわゆる上位価格、下位価格の間に於いては価格帯なるものは形成されておることは当然であります。ただ上位価格、下位価格をきめる場合には、当然の順序として、この価格帯の中心をなす価格が何かということを中心として、その中心価格に対してあるいは価格変動係数等を使いまして上位安定価格あるいは下位安定価格をきめるということにいたして、きまつた場合には、その中心価格というものは、この法律あるいは大臣が告示する価格の面には現われてこないというふうになると思ふわけではあります。

これが原料乳並びに指定食肉、指定乳製品の安定価格のそれぞれについて加えた修正の重点であつたのであります。もう一点、大事な点は、第三条第四項の安定価格をきめる場合の基本でございますが、実はこの第四項に現在ありますところの「これらの再生産を確保することを旨とし」というこの字句は、当時政府原案には載つていなく、原料乳については、指定食肉についても、原料乳についても、乳製品についても、生産条件あるいは需給事情だけを勘案してきめればよいという考えでありました。ところが、再生産を確保するといふことが重点にならなければ、真の意味の生産者あるいは所得を確保する価格というものはそこから生まれてこないものであります。この点については、乳製品と、一方指定食肉と原料乳の価格決定の方式というものを第四項の中で区分しまして、前段においては、原

料乳及び指定食肉についてはこれらの再生産を確保することを旨としなければならぬということの基本にして、生産条件並びに需給事情等を勘案して価格をきめる。指定乳製品に対しては、これはいわゆる加工品でございますので、これらの再生産を確保された原料を用いることによつて、それに標準的な製造経費というものを加算して、乳製品の上位価格あるいは下位価格というものをきめればよいのであります。から、ことさらに再生産確保なる字句を原料乳については用いなくつたわけでありました。従つて再生産を確保するその最も必要な価格の決定というものは、原料乳の場合においては、当然安定基準価格において再生産が確保される、生産費並びに所得が確保されるということを旨として安定基準価格というものは当然決定されるべきであります。食肉についても、安定基準価格のきめ方はそれと同様であります。ただ上位価格を認めるということに言ひ、畜産振興事業団が輸入業務を行なうというふうな場合、あるいは国内の食肉を出し入れして保管しておる事業団が放出を行なうというふうな場合、そのめどというものを、上位安定価格に求めるとおるわけでは、従つて、国内価格といふものが上位価格を越えておる、あるいは需要が供給よりも上回つておるといふような場合には、必要最小限度の不足量は国外に依存しなければなりませんからして、その条件としては、上位価格をすでにも越えておる、あるいは越えるおそれがあるという場合には、事業団を通じて輸入を行なう、あるいは手持ちの放出を行なうというこ

ころに上位価格設定の理由というものがあつたわけである。大事な点は、やはり安定基準価格というものは生産者のための保護規定であつて、当然これは再生産が確保される要件というものは、生産費及び投下された自家労賃といふものが適正に回収されて、そうして生産が継続されなければならぬといふところに重点を置いておるので、この点に対しては、私の今述べた諸点が修正の要旨でございますので、政府が修正されたこの法律を適正に運用される場合においては、大臣並びに事務当局におかれましては、修正した国会の意思を十分理解して、これを尊重して運用せられれば間違ひはないと思ふ。ふに私は考へておるわけでありませう。

○野原委員長 ただいま芳賀委員から、明快な、修正案の当時の状況等々、安定基準価格に対する説明があつたわけでありまして、指定食肉については、当時上位価格及び下位価格といふことでありましたのを、下位価格といふのはいかに低いところで押えようといふような印象はおもしろくないというところで、特にただいまお話がございましたように、再生産を確保できるように、いわば政府の言つておる下位価格に相当するものについては、これは安定基準価格といふことにして、その下に基準価格としていくといふこと、当時の話し合いがあつたので、ただいまのように下位価格をやめてしまつて、中心のところに上げるというふうな統一した話ではなかつた。私ははっきり申しますが、政府の言つておる下位価格というものに相当するものが安定基準価格であり、しかも政府の

考え方の中には再生産を確保することを旨とするという点があつたわけであり、再生産を確保することを旨として、この点に安定基準価格として、ここに安定基準価格として、政府の原案の下位価格といふのをそれに變えたといふ点でございまして、考へ方としましては、先ほど来河野農林大臣がしばしば説明しておりますことと、大体において一致しておるのではないかと、さうに感ずるものであります。

先ほど来の質疑を続行いたします。湯山勇君。○湯山委員 かりに今の委員長の御発言を承承したとしても、さうだとすれば、委員長の言われた下位価格にかわる基準価格に今の再生産を確保するといふことをつけたのだ、ところが、その再生産を確保するといふことをつけたものが、今度中心価格という名前がこの諮問に出てきておるわけでは、そこにはまた一つ問題があるので、さうだとすれば、法の運用が間違ひなのか、この諮問が間違ひなのか、どちらかをはつきりしてもらへば、私は質問をやめたいと思つておる。そこだけ一つはつきりしてもらいたいのと思つておる。さうでないと、委員長は今の御御釈をなさいますだけけれども、三十二年の十月二十七日の本会議の委員長報告、これは委員長に一任した報告ですから、委員長に質問しなければならぬことにするのであれば、そのとき、いろいろ経過の報告があつたとき、修正の部分に對して、農林大臣の協議の結果、本案に對して、養畜農民の定める安定価格について、養畜農民の再生産を確保することを旨として定め

ること、特にこれが修正の趣旨だ、その趣旨は下位価格を基準価格に直したることだ、その趣旨は再生産確保だといふことを、はつきり本会議で、委員長の一任された委員長職権でもつて野原委員長が報告しておられて、これが全会一致通過したのです。あと事業団の借入金について政府が保証すること、報告されたのはこの二つです。その他もあつたけれども、その他は小さい修正だつた。特に修正のところで強調されたその趣旨が、ここで生かされてない。そこに私は問題があると思つて、もし今のような解釈に立たれるのであれば、この諮問の説明、特に中心価格の説明は不適切であつた。さういふことがなければ、やはりこの議論は續けていかなければならぬと思ふわけではあります。

○野原委員長 委員長は先ほど申しましたような解釈でございまして、従つて、政府が諮問する際においては、上位価格と安定基準価格をはつきりとして、質問した方がよかつたのじゃないかと思つておる。政府がその中心になるべき価格がどの辺かといふようなことについて諮問されたことは、政府の立場としてみれば私はそれだけの理由があると思つておる。従つて、当委員会の解釈としては別にさう大きな矛盾といふことではなからう。要するに政府が最後にきめる場合における態度は、あくまでも再生産を確保することを旨として、他の経済事情その他を考慮してきめるという点で進めれば、政府の立場としてはあえてそれ以上追及するに及ばぬじやないかと、さうに委員長は考へておられます。

第一類第八号 農林水産委員會議録第二十七号 昭和三十七年四月四日

一七

○河野国務大臣 だんだん御心配をいただきますが、恐縮に存するわけでございますが、実は諮問第三におきまして、まず中値をどうしたらよろしいかというのを第一で諮問いたしました。そして第三で下値と上値の値幅はどのくらいに考えたらよろしいかということも諮問いたしてあるわけであり

ます。従つて下値と上値が出てくる。こういう組み合わせの諮問になっておりますから、私といたしましては、その第一と第三と両方をお読みいただきまして、そこでその間の委員会のいろいろの御意見を拝聴すれば、今いろいろ御発言になっております諸般の問題が認識できる、こういうつもりでおるわけでございます。

○湯山委員 大臣の言われる範圍のことについては、それはそうだと思うのです。中値をきめて、それからある程度の係数をそれに見ていこう、それはいいのですけれども、その中値が何かということになると、大臣その第一項をお読み願いたいと思うのです。ひっかかっているのは第一項です。第一項に、「その生産条件および需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨として算定してはどうか。」と書いてある。この書いてある文句というのは、今の委員長の言葉をかりて言えば、下位価格に該当する基準価格の説明と同じなんです。中値じゃないのです。ネクタイを締めたりバンドを締めるところじゃない、くつをはくところを言っておるから、大へんだ、こう言っておるわけで、大臣のお考えや構想は私は批判の限りでもありませんし、行政の責任者がそういうお考えで中値をきめて、それにつ

いて考慮していきこうという、それを否定は絶対していいないわけですよ。ただその中値というものを一番下にきめて条件をつけよう、何べんも申し上げて恐縮ですけれども、くつをはかすという条件がこれについておる。つまり基準価格の条件と同じ条件が中値についておるということですよ。

○河野国務大臣 よく理解いたしました。用語にまぎらわしい点があります。ためにそういうふうな点が起つているといふことではございません。しかし私は行政を運用いたします場合にございましては、ただいま申し上げました通り標準の下位の価格とそれから上値というものの間には値幅がある。それを下値は幾らか、上値は幾らかという諮問をなせしなかつたか、そうしたら間違ひなかつたじゃないか、こういう御議論であると思つておる。ところが私が言うのは、上位価格も知らなければならぬ、下の値も必要である。その場合に要素が違ひますから、その場合に非常に値幅が出てきたり事情のあるものが起つてきても工合が悪い。何分にもそれは初めてのことではございすから、そこで安定すべき価格幅がある、そのまん中にはどの辺のところを考へてまん中だと考へたらよろしいか、そうして下と上のいわゆる幅はどのくらいのことと考へておけばよろしいかというのを伺つておけば、その下が再生産を補償する価格であるというのを考へるべきである。法律は皆さん委員の方が読んでいらつしやるわけでございますから、そこでおのずから常識的に結論が出るだらうということと諮問したのでございまして、もしこの諮問が不適当である、誤解を

招くということではございまして、今後それらの点を十分に注意いたしましたし、了承願したいと思います。すから、御

○湯山委員 それでは大臣が諮問について、一応この点については終わることになりたしますけれども、この問題でいろいろふりにひつかかりましたのは、繰り返して申し上げますけれども、大臣が言われるように上と下の間をきまるといふのは、法律で一番下になるところを中値にしようという表現が諮問に書いてあるから、それだと、こうふれたら、これから上へのふれはかまわぬ、下へふれたときに法律の条件を満たせぬ、修正の趣旨に反する、そういうことを指摘しておるわけですから、その点を十分御配慮を願いたいと思つておる。それではこの点を終わらして、あとと学校給食の問題が残つておりますから、これも大臣の御発言に関連して、大臣の先般片島委員に対する御答弁では、豚肉を学校給食にどういふふうにするのかというところについては、やるつもりである、今手続をとつておる——大蔵省も了承しておるかという質問に対して、大蔵省とも話中だ、特に大蔵省のことを気にする必要はないというのを大臣は言われて、公団に

ある金の中で操作するのでありますから、大蔵省からとかかくいわれる筋合いのものではない、御承知の通りどの程度に値引きをしてP.T.A.に渡すか、学校に渡すか、そういう点で多少の論議がある、ということ、これは相当

前向きな前進したことであると思つておりました。ところがそれ以後のお答えでは、そんなことまで——農林大臣多少さつき当初にお述べになったように、どこかきげんの悪かつたときかもしれないけれども、そんなことまで農林大臣はやる必要はないのじゃないかと聞いておつたのがどうもくずれしてしまつたような印象を受けました。そこで、これは冷静に客観的に一体どういふふうになつていこうとされておるか、現在はどういふふうに進めていらつしやるのか、これはほんとうのところを明確にさせていただきたいと思つたわけでございます。

○河野国務大臣 大蔵省との交渉進行中ではございまして、値引きの場合にどの程度値引きするかということについては十分相談するということになつておりますから、相談して最終的結論を出す。それからただいま御指摘になりましたことは、私はこれを文部大臣に渡して——渡してというのは事務をです。が、あとは文部大臣からしかるべく学校給食に買入るようになつていまして、私としては大蔵省の交渉を済まして、どの程度の価格で学校給食に引き取つていただけるかというところまで私がやる、こういう意味で申し上げたのであります。それから先は文部省の方で一つやつてもらはう、こういうつもりでございます。

○湯山委員 今相当買ひ上げもしなければならぬ段階にきておると思つたので、そういうまでも長引かすわけに参るまいと思つて、予算も成立した

ことではございまして、大体いつごろおきまりになる御予定でしょうか。

○河野国務大臣 今買入数量が千トンに達した程度でございまして、六大都市にこれをやるのはまだ量が少ない、もつとふやしていつて最終的に運営していきたいというところに、事務の方を進めておられます。

○湯山委員 今の点はそれでやはり一つ早急にしていただいた方が計画も立てやすいと思つたので、お願いいたしましたと思つておる。

最後に御尋ねたいのは、これは新聞で見たのですけれども、牛乳の簡易処理を厚生省から農林省に移すというふうな構想を農林大臣は持ちだして承つておられます。これは肉豚につきましても、若干性格は違ひますけれども、同じような要望が相当生産団体からは強いと思つたわけで、この牛乳の簡易処理の問題、それから肉豚についての今の環境衛生法でございまして、それらとの関連について、御構想があれば承りたいと思つておる。

○河野国務大臣 この問題は長年の問題として懸案でございまして、実は私の構想と申しますよりも閣議に発案いたしました。閣議といたしましては関係省の間に委員をあげて具体的な折衝に入るということになつております。農林省としてもこれに必要な係を設けて厚生省の方と交渉を進めて参りたい。もちろん今お話しした通り牛乳だけではなしに家畜衛生全体について具体的な案を作るように努力いたしたいと考へておられます。

○野原委員長 芳賀賀君。

○芳賀委員 二、三大臣にお尋ねをいたしますが、第一点は畜産物価格安

定法の運用上の問題です。たとえば先般米畜産物価格安定審議会に出席いたしましたも、この生乳—牛乳ですら、並びに肉豚等の生産費の正確な資料というものは、今日農林省においても用意されていないわけでありませう。それで今後適確な価格の決定等を行なう場合においては、やはりより畜産物の生産費調査あるいは流通市場の調査等はどうしても不可欠な業務ということになると思いますが、どうもわれわれの印象から見ると、農林省は一番大事な生産費調査等を積極的に行なうというのを回避したいというよりな気があります。そういうことは必ずしも農林大臣の本旨ではないと思いますが、特に生産費調査の問題について大臣から考え方を承りたいと思えます。

○河野国務大臣 御承知の通り、農林行政におきましてもだんだん行政の方向が変わってきております。従って従来の重点的に調査を進めて参りましたが、その報告も何って畜産製品等の調査を十分にしなければならぬ段階にあります。従って御承知の通りであります。従って私も今後この点に十分重点を置いて、すみやかに統計の整備をいたしたいと考えておる次第でございます。

○芳賀委員 この点については、昨年畜産物安定法が修正で成立する場合も当委員会は附帯決議の第一項に、牛乳、肉豚等の生産費を調査するために特段の整備拡充をはかる必要があるというのを重点事項として特に示しておるわけでありませうから、ほんとうに委員会の趣旨を尊重して行なうのであれば、三十七年度の農林省の予算の中

においてかかる品目の調査等についてはどれだけの予算を確保して、どういふような態勢でやるかということには明らかになつておるはずであります。その点が非常に不明確であります。あるいは統計調査部の方でこれを担当するのか、畜産局で直接生産費調査をやるのか、三十七年度の予算との関連でこの点を明らかにしておいてもらいたい。

○河野国務大臣 統計調査部の方において努力するように事務の打ち合わせではなつております。○芳賀委員 それでは少なくとも三十七年度において原料乳あるいは食肉の価格決定をする場合には、相当具体的な農林省の生産費調査資料というものが出されるというのを期待しても差しつかえないわけですか。

○河野国務大臣 御承知の通りことしから始めることにしております。それが来年の今ごろにどの程度にまるとかということについては、私、統計のことは詳しくありませんので、お答えしかねます。最善を尽くさせていただきます。

してそれに製造経費を加算するといういわゆる積み上げ方式でこれを決定すべきである、しかし三十七年度にはなかなかそういうことが具体的に計算できない点もある、三十七年についてははきめなあたり乳製品は過去の市場価格の趨勢というものを把握してこれに基づいて適当にきめなさいというものが答申の趣旨ですね。しかし原則は、審議会としては原料乳の価格というものが先にきめられて、これに製造経費というものが加算されて、しかる後に基準になる中心価格というものがきまつて、その中心価格を基礎にして上位価格、下位価格をきめるべきである、こういう方式が出されておるわけですが、この点はその通り理解されておるかどうか、いかがですか。

○河野国務大臣 その通り了解いたしております。

○芳賀委員 次に、指定食肉の場合には、これも価格の面においては前回と同様に二本に分かれましたが、しかし第一回の審議会の答申と違ふ点は、第一回の場合は全く意見が両様に分かれておる、一つは枝肉が一キロ当たり二百四十円程度を要する、もう一つは二百七十円以上でなければならぬ、ということでしたが、今度の場合は、この前提は指定食肉については生産費を補償することを旨としてきめなければならぬ、ということが肉豚の答申の前提に掲げられておる。所得補償まではいかぬが、ともかく生産費を補償しなければならぬ、これを旨として食肉の価格はきめなければならぬ、ということが委員会の意思として前段にうたわれて、生産費を補償する場合には少なくとも枝肉一キロ当たり二百七十円以上でな

ければならぬというものが価格として現われておるわけでありませう。ただそれに対して、それは原則として了承するが、今事業団が買い上げておるとえれば一キロ二百四十五円の価格というものが急速に二百七十円というふうに変ると、事業団の買い上げ業務上支障がくるような場合もある、これは漸進的に是正すべきである、という意見が、これは価格を付さないで一つの意見として付随的に出されておるわけですね。これに対して私が今言つたような理解の上で立つて、農林大臣は従来と変わらぬ二百五十円という決定をなされたものかどうか、その点、いかがですか。

○河野国務大臣 委員会全体の御意思を私十分伺ひまして、諸般の点を勘案いたしまして決定した次第でございます。

○芳賀委員 先ほど大臣は湯山委員の質問に答えて、委員会の多数の意見を尊重したというよりな発言をなされておる、この食肉の場合の多数の意見なるものは、二百七十円以上になければならぬというのであつて、今直ちに二百七十円にするということは買上げ業務に支障を来たすおそれがある、という抽象的な意見を出しておる、結局この点は、多数の意見を尊重しないで、少数の意見を尊重して安値にきめた、結果はさうなるわけですが、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 私は農林大臣として、急激な変化を市場に來たすことは適當でないという点には特に重点を置いたわけでありませう。ただし多数の委員の諸君も、今私がきめたような方向については御異存がなかつたのじやな

かろうかと考えておるわけでありませう。ただし先ほどからも湯山さんにも申し上げます通り、二百四十五円から二百五十円に決定して、その傾向がどうなるかといふことも、何分初めてのことでございますから、一応法律は基準の価格をきめるということになつておりますけれども、暫定処置というものは必要であるか必要でないかといふような諸般の点を勘案して行政をいたしておるわけでありませう。

○芳賀委員 もとより審議会は議決する機関ではありませんので、大臣がその委員会の意思をどのように尊重するかしないかは、これは別個の問題で、決定権は大臣にあるわけですが、ただ二百七十円の根拠がどこにあるかという点だけを今後の参考にもなるので一応言つておきますが、この農林省の資料による一つの根拠というものは、これは推定生産費による場合と、米価と同じように所得補償方式による場合と、二様の農林省の資料が出ておるわけですが、たとえばこの推定生産費、いわゆる自家労賃を農村の雇用労賃であるところの一時五十四円八十九銭、一日八時間にして四百二十九円と

る。雇用労賃方式でいく場合は、子豚の値段—大臣の専門語で言うところの値段—の値段というわけですが、子豚の値段を三千円として推定生産費で計算した場合の一キロの価格はこれは二百六十六円、整理すれば二百七十円ということになるわけですが、それから自家労賃を都市近郊労賃の、いわゆる米価と同じように一時九十八円二十三銭、一日八時間として七百八十六円、子豚の値段を三千円とした場合には、これは一キロ三百十四円ということになるわ

けでありますので、少なくとも子豚の価格が三千円と見て雇用労賃で計算した場合でも、農林省の推定生産費でいうと二百六十六円、いわゆる二百七十円と価格が出てくるので、これらの価格というものは自家労賃の点についてはこれは再生産が確保されておらぬことは事実であります、ここまで譲つても二百七十円の価格というものが計上されるといふ点だけは指摘しておきたいと思つております。

第三点の原料乳の価格については、これは三月の下旬に市乳価格が値上げされて、普通牛乳一円、加工牛乳二円、これを五〇%ずつとして平均して一円に直せば十五円の値上がりが行なわれておる。この半分を生産者に還元するとすれば一円七角五銭の値上げというものは可能である、そういう前提的な条件の上で立つて審議会は開会されたわけであり、そういう諸般の取引事情等を勘案して、今農林大臣が決定された牛乳一升の価格は、しかも工場渡し価格で一升五十二円という非常に現実に無視したような価格が出されたわけであり、これに對してはなかなか了承をできない点であります。ただ問題は、牛乳価格についてはやはり再生産を確保することを旨としなければならぬということ、これは委員会の一致した考えであります、これについては意見が二様に分かれて、一つは米価と同じように生産費主義でこれは計算する必要があるので、その方式は生産費及び所得を補償する建前の計算方法でいくと、少なくとも工場渡し一升七十一円という価格が出てくるといふ意見と、もう一つ

はそういう生産費所得補償方式なんといふものを全然とらないで、政府が試算として示した過去数年間の牛乳の庭先平均価格に生産費指数なるものを乗じ、さらにそれに供給促進指数なるものを乗じた価格のいわゆる四十九円何がして、整理すれば五十円という価格を支持する意見というものが委員会の中に一部あつたわけですが、ですから、この答申というものは生産費所得補償方式を建前とする場合には一升七十一円以上、それから政府試算を建前にする場合には一円に五十分の五十分から五十五分の間、こういうふうに答申が出たわけであり、生産費を補償するといふ建前からいって、あるいは所得を補償するといふ建前からいって、今回の農林大臣の決定価格というものは非常に不当に低過ぎるという感じをのがれることはできないと思つて、この点については答申のいづれの点を重視しておきめになったか、これは参考までに聞かしておいてもらいたいわけであり、

を作られたようであり、この三県についても、三月以降は、長野県は集乳所渡し価格が一升六十円であり、岩手県も集乳所渡し価格が五十三円であり、北海道については、ある会社については五十四円が決定し、ある会社については三ヶ月からの値上げ価格が決定され、政府の決定は工場渡し価格ということになる、政府の庭先価格という判断は、これは集乳所ないし集荷所渡し価格のいふことになれば、すでに庭先価格である集乳所あるいは集荷所渡し価格が五十三円ないし五十四円あるいは長野県の六十円という事実が示されておつて、今後夏場になればさらに値上がるといふような現実を前にして、しかも工場渡し価格が庭先のこれら三県の取引価格よりもはるかに下回るといふような決定方法については、何のために畜産物価格安定法があるかといふことを、これは生産者もひとしく指摘する点だと思つて、この点は何が大臣が勘違いをされたか、あるいは安い価格をきめたか、あるいは事務当局が大臣に安い価格をきめなければならぬよりの報告や材料を提供して、こういうことになったか、この点についても大事な点ですから、参考までに聞かしておいてもらいたいと思つて、

○河野国務大臣 答申についても十分これを参考いたしました、御承知の通り需給関係もしくは経済事情等を勘案いたしました、たとえて申し上げますれば、原料乳として非常に大量を占めております北海道内の乳価は御承知のように五十四円でございます、そういうものがあるわけでございます、それから、急激にあまり変化することも望ましくないといふこと等も考慮して決定した次第であります。

○芳賀委員 問題が法律がない場合であつても、大臣の決定価格よりも今の時代は上回つておるわけですが、しかも法律がある時代、現在において、法律のない場合よりも安い値段に政府が押えようとする考えといふものは、これはわれわれとしても理解できないわけですが、それじゃ無法律時代の方がいいのではないかと、いふことになるわけであつて、そういうことになれば、現在の農林大臣や農林省は乳業者の利益擁護だけの立場に立つて、一番地域的に価格条件においても恵まれない地帯の生産者に対しては、ほつたらかしておいても値段が上がるのだから、これ以上上げればならぬのではないかと、これ以上冷然な態度で今後価格の算定と決定に臨むようなことであれば、これはむしろ法律になるわけが、なるというより、なるわけであり、この点はどう考へておられます。

○河野国務大臣 高いのは大へんけつこうでございます、ますます高からんことを期待いたします。しかし政府としてこれより安くてはいかぬ、最低価格はここだといふ場合には、ますますこの辺が妥当だと考へておられます。

○河野国務大臣 最低価格をきめて発表する場合には、従来も大体こんなものではございませんか。何の農産物につきましても、大体実勢は各地において高く取引されておる、しかし最低はこれより安くてはいけませんよという場合が大体従来もそうだったのではないのでしょうか。私は、今おっしゃるやうに、こんなものはない方がいじやないかとおっしゃるけれども、これは非常にひどいところもある。そういうところについてはそれじゃよくないからといふので、最低価格はこの辺ということにしておるのであります、現に私も六円五十銭くらいで牛乳は充つておるわけでございます。みな各地各様にそれぞれの価格で需要者との間に取引をしておる。しかし下値はこれだといふのが行政のやり方ではないですか。従つて私はこの程度でいいのじやないかといふように考へておるわけであり、

○河野国務大臣 最低価格をきめて発表する場合には、従来も大体こんなものではございませんか。何の農産物につきましても、大体実勢は各地において高く取引されておる、しかし最低はこれより安くてはいけませんよという場合が大体従来もそうだったのではないのでしょうか。私は、今おっしゃるやうに、こんなものはない方がいじやないかとおっしゃるけれども、これは非常にひどいところもある。そういうところについてはそれじゃよくないからといふので、最低価格はこの辺ということにしておるのであります、現に私も六円五十銭くらいで牛乳は充つておるわけでございます。みな各地各様にそれぞれの価格で需要者との間に取引をしておる。しかし下値はこれだといふのが行政のやり方ではないですか。従つて私はこの程度でいいのじやないかといふように考へておるわけであり、

○芳賀委員 最後の質問ですが、農林大臣は乳業者については、普通牛乳については一升十円の値上げを認めておる、加工牛乳については一升二十円の値上げをあなた認めておるのです。しかも、その割合は普通牛乳は市乳全体の中で大体三五%程度、二十円上がった加工牛乳は市乳全体の中の六五%を占めておる実情であります。乳業者には十五円も二十円も値上げを認めておいて、生産者に対しては一升五円の価格還元さえも行なわれておらぬといふようなこの現状、価格が還元されないそれ以前の値段の線で、しかも下位価格ではなくて基準価格をきめるというようならば、これは筋が通らない。そうであるならば、正直に今の農林省は、あるいは農林大臣としては、これは日本の畜産振興のためには乳業者だけが安定すればそれでいいのであつて、生産者といふものはその踏み台になったり犠牲になるのが当然である。そういう思想の上でこれをきめたといふのであれば、これは農林大臣の考へがどこにあるかといふことがはっきりするから、その是非善悪はここで議論しなくてもいいわけですが、その態度を明確にしたいわけですが、乳業者の利益のためにおれは今までもやつておるし、これからもやるのであればやるといふことを、自信を持って言明してもらへば一応大臣の意向がどこにあるかといふことはわかるわけですが、

○河野国務大臣 私は自信を持って言明いたします。いまだかつてそういう思想は私の頭の中にございせん。白工なんというのを大体飲むのがよろしくない、そういうものはやらぬようにしてもらいたいということを常に言っておるのであります。しかし遺憾ながら、そういう加工は相当に売れるという事は、われわれ牛乳の生産を奨励する者の立場からいけば、必ずしも歓迎すべきものではない。しかし遺憾ながらそういうものが市販されておる。してみれば、今のいわゆる一般の市乳についてわれわれ標準としてやっております場合に、一方においておそれる加工したものは加工賃が加わるというものでございませぬから、多少の差が出てきておるといふのであります。私があえて加工について大いに奨励し、加工のものをみな飲むのがよろしいという、加工を大いに奨励する立場をとつたならば、今おっしゃったような御非難があつてもやむを得ぬかもしれませぬが、私は決してそういう立場をとっておりませぬ。従つて、なるべくみんな原料乳もしくは市乳でいつてほしい、これを期待いたしておるのであります。それについての価格につきましても、御承知の通り、生産者に半分の五十銭、それから配給の小売の労賃その他が上がつておりますから、これが半分といふことにして一応処理をいたしておるといふのが御承知の通りでございます。

○芳賀委員 結果的にはあなたは加工を奨励しているじゃないですか。普通牛乳については一升十円しか値上げを認めない。加工については一升二十円

認めるという事は、加工を奨励しているじゃないですか。ですから、ますます市乳のうちで占める加工乳の割合が六〇%から七〇%、あるいは八〇%というふうにならざるを得ない。奨励しないならば、普通牛乳も加工牛乳も一円しか認めぬというのであれば、これは話がわかりませぬ。奨励しないと言いつつながら、二十円を認めて奨励していることになる。しかもその半分の生産者に返さないという点についても、普通の方の十円の半分の五円だけしかあなたは指導しておらぬわけです。加工の二十円の半分ということになれば、その分は十円還元する必要がある。五割、五割にしても七円五十銭生産者に戻してしかるべきものである。わずかに五円でもいいといふことで指導しておるわけでしょう。どうも河野さんのやり方は、客観的に見ると業者本位、生産者無視というふうな結果が生まれてくることはまことに遺憾のきわみです。この辺でやはり結果が今までと違つたような事態になるように方向転換をされたらどうかと思つておる。

○河野国務大臣 どうも私には芳賀さんのおっしゃることはわからないのであります。第一に、無理に加工の方を奨励しておる、私は奨励も何もしたことはない。高いものは飲む人が飲まなければ悪いのだから、その方を飲まれる方がくさん飲んでいただく方がけつこうです、こゝろ私は思つておる。それが、たとえ一方が十六円、一方は十七円ですかになつておるといふ点は、加工賃だけが加わつておる、それは認めよう、そのかわりに、それについては小売業者と生産者に半分ずつ戻さない

よといふふうにいたしておるのであります。いわゆる加工業者には何も値上げした分は恩恵はないということに三者協定して、意見が一致した、こういうことでございませぬので、私は適当だ、よからう、こゝろ承認を与えた、こゝろいうことでございませぬ。十五円の牛乳を十六円に上げること認めたら、その十六円に上げた一円の半分は生産者、五十銭は小売業者ということ、加工している卸の連中は何も口銭の増加はなしということ、東京郡が中に入つて話をきめた、こゝろいうことでございませぬから、今お話しのようにはなつていない、こゝろ思つてございませぬ。

また、その他加工の方については、加工を奨励しているじゃないかとおっしゃる。加工をどうして奨励の格好になるのか、私はわかりませぬ。私は奨励したような、また奨励するような意図は全然持っておりませぬ。考へてもおりませぬ。

○芳賀委員 それは結果論的にあなたは二十円、加工は認める、普通牛乳は十円しか認めないといふことになれば、利益の高い加工乳の方にメーカーは重点を置くことになる。結果論的にいへば大臣のやり方は加工牛乳を大いに奨励しておるといふことになる。これはその議論を戦わす考へはないが、とにかく今度の大臣の決定価格は、生産者が工場まで持ち込む値段が一升五十二円。たとえば普通牛乳にしても、これは一合十六円だから、一升到すれば百六十円ということになるのですよ。生産者は乳をしほつてそれをわざわざ遠い工場まで持ち込んで一升五十二円、結局原料乳ですわ、原料乳

は加工品に使う、そういうことをあなたは言うでしようが、とにかく牛乳が北海道や、岩手とかいう東北、長野県においては普通牛乳の三分の一以下でしか取引されない。それも庭先ではなくて工場まで持つていって五十二円、普通牛乳は百六十円、これではあまりひど過ぎると思つておるが、そういうことに矛盾が何も無い。これがあたりまえなんだといふことになれば、結局あなたは格差解消でなくて格差拡大の方に農業政策を進めるといふ、これも結果論的にいへばそういうことになるのです。河野さんのためにもあまり好ましいやり方でないと思つておる。

○河野国務大臣 私もよくわからなかつたが、今事務当局から聞きましてから明確に御説明いたします。いわゆる加工してあるものは二円、白いは一円値上げをした。そうして白いものについての二円は半分ずつ分けるようにしております。先ほども御説明いたしておるもの、その二円を吐き出して、そして二円も二円も全部一緒にプールして、半々ずつ小売と生産者と分けて還元するといふことで意見の一致を見て、方書を取りかわしたといふことになっておるやうでございます。これは東京都が中に入つてやつて、そういうことになつておるやうでございます。ですから、今芳賀さんのおっしゃるようにはなつていないといふことを御了承いただきたいと思います。

ば——まあ芳賀さんの北海道の場合には、距離が遠いといふから、なかなかそれが市乳になることはむずかしいと思つておる。しかし六大都市の周辺等におきましては、道路の整備等によりまして、たとえば東北で申しますならば福島辺までが、市乳の価格として六円以上、六円五十銭で取引されておるといふのが現実だと私は思つておる。従つて順次これらの道路の改良、主産地の形成等によつてそういう事態をなくすることに、われわれは鋭意努力して参るといふつもりでございます。

○野原委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野原委員長 この際田口長治郎君外一名から本案に対する修正案が提出されております。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

畜産物の価格安定等に関する法律案の一部を修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○野原委員長 趣旨説明を求めます。田口長治郎君。

○田口(長)委員 私はただいま議題になつております畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正せんと動議を提出いたします。

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十七号 昭和三十七年四月四日

結果的にはあなたは加工を奨励しているじゃないですか。普通牛乳については一升十円しか値上げを認めない。加工については一升二十円

また、その他加工の方については、加工を奨励しているじゃないかとおっしゃる。加工をどうして奨励の格好になるのか、私はわかりませぬ。私は奨励したような、また奨励するような意図は全然持っておりませぬ。考へてもおりませぬ。

○河野国務大臣 私もよくわからなかつたが、今事務当局から聞きましてから明確に御説明いたします。いわゆる加工してあるものは二円、白いは一円値上げをした。そうして白いものについての二円は半分ずつ分けるようにしております。先ほども御説明いたしておるもの、その二円を吐き出して、そして二円も二円も全部一緒にプールして、半々ずつ小売と生産者と分けて還元するといふことで意見の一致を見て、方書を取りかわしたといふことになっておるやうでございます。これは東京都が中に入つてやつて、そういうことになつておるやうでございます。ですから、今芳賀さんのおっしゃるようにはなつていないといふことを御了承いただきたいと思います。

○野原委員長 趣旨説明を求めます。田口長治郎君。

○田口(長)委員 私はただいま議題になつております畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正せんと動議を提出いたします。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

畜産物の価格安定等に関する法律案の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十七年四月一日を公布の日」に改める。

理由は、この法律は二月十四日に提案されたのでございまして、四月一日までには法案が成立する、こういふことを予想していた次第でございまして、審議の都合で、本日もうすに四月の四日になっておるのでございまして、実情に合わせての意味におきまして、かように修正したいと思っております。その理由でございまして、御了承の上、御賛成あらんことを望みます。

○野原委員長 これより修正案並びに政府原案を一括して討論に付します。討論の通告がありますので、これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案並びにただいま提案されました田口君の修正案に對しても、反対の討論をいたしたいと思ひます。

討論の前提といたしまして申し上げたいことは、すでに成立しておる畜産物価格安定法の適正な運用が政府によつて行なわれていない。そのために選択的拡大、そういうことに対する非常に大きな希望を持つておつた生産農民は、現状では非常に大きな失望を持っておりまゝです。そのことが、すでに

法の運用が充足した当初において、實質的には畜産振興を阻害しておる。そういうことはすでにいろいろな資料によつて明らかでございます。この法改正を行なう前提の条件として、この際政府に、本法の適正な運営、そのことを望みたいと思ひます。

以下、反対の理由を簡単に申し上げます。 今回の改正におきましては、事業団に交付金を交付して、それによつて出資あるいは補助の事業を行なわせようというところでございまして、事業団はよくよく発足して緒についたばかりでございまして、はたしてこの事業団がうまく運営できるかどうか、当初の目的を達成できるかどうかは、非常に大きな疑問でございまして、今この事業団にこのような大きな事業をさらに加えて行なわせるということについては、非常に不安がございまして。特にこの委員会の審議を通して明確になりましたところでは、学校給食等については、本法ではこれが補助対象になつてはおりませんけれども、もはや三十七年度の上半期は、学校給食における牛乳に対する補助は行なわれないということになつておるようでございまして。文部省の担当者の意見も、事業団に移管してもらうことは決してありがたくはない、ただこの際農林省を信用してこれに賛成した、こういうことを申しておる。そういう事実から見ましても、事業団にこういう事業をやらせるのではなくて、むしろ政府の責任において当然やるべきことではないか、こういう点から、この点については賛成をいたしかねるところでございまして。

さらに経営、技術の指導あるいは出資、そういうことに対する事業団の業務についてはございましてけれども、補助事業等は、当然あるいは地方自治体が責任を持つてやるべきことであつて、事業団がこれを行なうということでは、関係者の信頼の度合いから申しましても、現在の事業団の体制から申しましても、安心してこれをまかしていくということにはならないと思ひます。だからこそこのことについては、かりに事業団がこの事業を拡大していったとしても、第二の畜産局ができてくるといふか、第二の畜産局ができてくるといふか、さらにはまた事業団に對する心配もたくさんございまして。ことに交付金等は相当事業団の裁量によつて動く面もございまして、たとへば学校給食の補助等は、学校給食を縮小して、やらないうちでは、それだけ事業団に剰余金があふて、これが適当なところへある種の規制はありますけれども、適当なところに回されるということになつたのでは、一体事業団が何のために作られたか、その本質を失うおそれがあると思ひます。私は、むしろこの際、本法の審議を通して明らかにになりましたように、畜産物価格安定の政策、行政措置は、決して十分行なわれていない、そういう中であつては、事業団はこの価格安定の業務に専念すべきである、この際他の方面に事業を拡大するといふことは害あつて益なきことである、こう断ぜざるを得ません。

これらの諸点から、この法案に對しては、遺憾ながら反対の意を表する次第でございまして。(拍手)

○野原委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず田口長治郎君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除いて、政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多数。よつて、本修正案は修正議決いたしました。

○野原委員長 この際、玉置一徳君外一名より本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨弁明を許します。玉置一徳君。

○玉置委員 ただいま可決になりました畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、附帯決議を付するの動議を自由民主党並びに民主社会党を代表いたしまして提出したいと思ひます。

案文を朗読いたします。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の運用にあたり、左記各項の実現に努めるべきである。

一、政府は、畜産振興のための予算を一層充実するよう努めるとともに

事業団が行なう指定対象助成事業に對する助成は、これら予算措置

置と相俟つて効果的な運用をはかること。

二、政府の事業団に對する出資金及び交付金については、三十八年度以降においても必要に応じ増額すること。

三、今後の原料乳及び指定食肉の安定価格の決定に當つては、生産農民が拡大的に再生産できるより十分配慮すること。

なお、指定食肉の安定基準価格の決定については、極力市場間の買入価格の均衡を図るよう努めて配慮すること。

四、芝浦と場については、国内食肉の価格形成に至大な影響を及ぼしている現状にかんがみ、早急に中央卸売市場法の規制を適用せしめるよう措置すること。

また、中央卸売市場の施設の整備拡充については、格段の措置を講ずること。

五、国内産牛乳の学校給食については、需給事情に左右される不安定な性格から脱皮させ、恒常的な制度として確立するよう努めるとともに、国内産の乳製品及び豚肉についても、これを学校給食の用に供するよう、その措置を検討すること。

六、畜産物の輸入については、必要最少限度に止めるとともに、特に輸入羊肉については、国内産食肉価格を圧迫せざるよう措置を講ずること。

右決議する。

内容につきましては質疑応答の中で十分明瞭だと思ひますので、省略させていただきます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○野原委員長 採決いたします。

玉置君の動議に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多数。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

この際、本附帯決議について政府の所見を求めます。河野農林大臣。

○河野国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、政府におきましても十分意のあるところを休しまして、慎重にこれの運営に当たりたいと思ふ次第でございます。

○野原委員長 なお、本案議決に伴う委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次会は明五日前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

〔参照〕

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第九三三号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年四月十日印刷

昭和三十七年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局